

特254

674

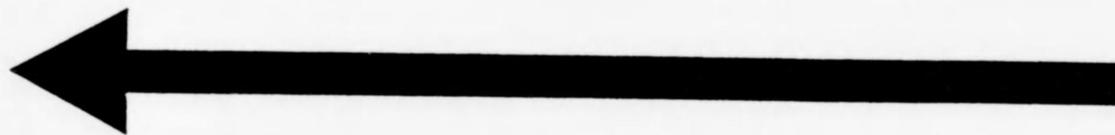
あまのまじ

米穀法あおとつりて

奈良縣、米、聯、

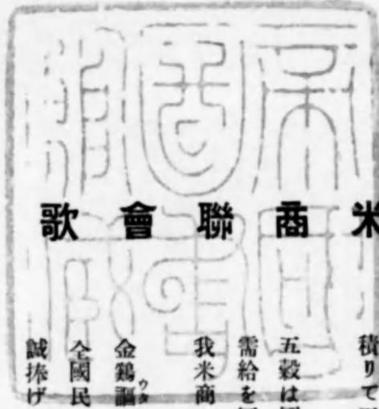


始



3  
3

特254  
674



### 全米商會歌

豊榮登る日本の、春は櫻の精に酔ひ  
冬富士の根の朝ぼらけ、夏は七色虹の橋  
秋は黄金の波遙か、噫美はしき神の國。

天地の恵み豊かなる瑞穂の國を讃えつゝ、  
唄も朗らかに歌とりて、いそしむ汗の結晶は  
積りて五穀の山をなす、噫幸多き神の國。

五穀は國の寶なり、幾億萬依ありとても  
需給を圖り有無通じ、共榮の實揚ぐるこそ  
我米商の使命なり、噫榮え行く神の國。

金鶏福ふ田園の、我は金融機關なり  
全國民の糧食の、我は配給機關なり  
誠捧げん國の爲め、噫搖るぎなき神の國

光芒陸離燦然と、御稜威は四方に輝きて  
皇道宣布のそがために、笑つて起てる日本の  
大和民族茲に在り、噫躍進の神の國。

### 目次

- 一、全米商聯會歌……………
- 一、想ひあまた……………
- 一、巻頭言……………
- 一、陳情のあと…………… 二頁
- 一、滯京日程表…………… 二六頁
- 一、感ずるまゝに…………… 二七頁
- 一、經過報告…………… 二六頁
- 一、會計報告…………… 二八頁
- 一、米穀配給統制法全文…………… 二九頁
- 一、法案をめぐりて…………… 三五頁
- 一、編し終へて…………… 四六頁



故 池田前會長



### 想ひあまた 會長 植松利三郎

憶ひ出は、ありし日の兩國橋畔、國技館での全國同業者のあの一  
致團結した熱と意氣、その熱の塊が遂に米穀自治管理法を審議未  
了に陥らせた、其の日の吾等同志の感激に走る。今は亡き池田さん  
を中心に全く男泣きに大聲あげて政、民兩黨本部にて、服部時市氏  
の陳情についで泣いた記憶、狭少な旅館の一室に閉ぢ籠つての五  
十日間の辛勞、ある時は明治神宮の社頭での夜にかけての參籠、虎  
の門での吾等同志と警官の小競合、郊外の淋しい古寺でのあの悲壯  
なる一夜、等々、その勞苦が酬ひられて全く至誠天に通じてか、遂  
に勝つた日の興奮の追憶が、今、敗れて旅館の一室に獨り淋しく取  
り残されて、まさしくとよみ返ってくる。そして共に苦しみ、共に  
憂へ、共に喜んだ、ありし日の池田さんが、此の同じ旅館の一室に  
大きくクローズアップされて彷彿とさせられる。そしてその夜の夢  
は池田さんとの一問一答にうつる。

「たゞかひは之からですな、一緒に運動したその流れが今に續い  
て、いよいよ終りも近づいて來ましたな、「誰か何うかするだらう」  
「何うにかなるだらう」「自分は影響が薄いのだから」と云つた利己主  
義者が一人でも居れば、その隙から吾等の永年築き上げた立派な石  
垣が崩れて大きな米屋の天守閣も壊れて終ふかも知れませんが、植  
松さん、何うかしつかりやつて下さい。よろしくお願ひ致します」  
敗軍の將兵を語らず。想ひは遠く米穀自治管理法審議時に遡つて  
居た。

以上



植松會長

## 卷頭言

「人狂んなる時は、天に克ち、天定まつて人之に従ふ」吾等は飽く迄も天職に生きる。生きて／＼生き抜く確固たる決意と信念の下に、最後の一人になる迄自らの今日生ある存在を充分自覺して頭張り通し、其の天職を完うする覺悟を持たねばならぬ。

吾等の生ある存在は、最も高く賣らんとする生産者と、最も安く買はんとする消費者の間に立つて、兩者の主張を緩和調節し騰落の危険を負擔することに對する、若干の報酬によつてその生計を維持し、他方消費者に代つて、商品價値の批判と研究を擔當し、以て生産改良を資くる。二個の任務を擔當するにある。若し吾等なかりせば、生産者の意圖すると、せざるとに拘はらず、これが代行機關たる産業組合は價格の決定權を獨占し、一般物價構成の基調を攪亂するに至る許りでなく、生産者と消費者を直接接近せしめる結果、その對立摩擦を惹起し、由々敷社會問題となることを憂慮するものである。

斯る重大使命を帯びて生存せる吾等は、此の非常時に再認識して、今後生きる可き道を眞剣に検討すべきである。

(池田生)

陳情のあと (滯京日誌)

三月十日 (金) 晴

昨夜高田驛頭植松氏岳父、池田氏、岡本氏の激励の辭を後に、満員すし詰の列車に、統制案の前途多難を思はしめしも今朝九時飯島旅館に落着く頃、天氣晴朗、氣分爽快、勇氣百倍す。

上京委員 植松、忍田、西田

植松、全米商聯本部へ架電打合せの上、茅場町東洋ホテル本部へ三人赴く。服部代議士始め幹部連中と挨拶、名刺の交換をす。

名にし負ふ君 大江戸の男の子なり

世のさかしらをますぐらにたて

青森代表 佐藤氏作

三十一文字入口に掲げあり、其の他激越な字句目を射る。東洋ホテル手狭の爲、同町魚彦旅館に引移り、對策運動方法を

練る。石川縣代表は、具體的に反對事由を全米商聯の決議として、代議士に當らん事を提案せらる。服部代議士始め幹部外多數の意見にて茲二、三日の動き最もデリケート故全面的反對にて進め、最後の交渉に局面の展開を圖るとあり。結局後者の通りとなる。甚だ遺憾なるは地元東京の熱の案外薄きに一同落膽憤慨、蓋し例の免許制の好餌に釣られて六大都市の商人の淺慮より出發せしものなり。

瓜生田氏(商業組合中央會主事補)の明快なる指導的説明あり。最も注意すべきは同君の説明中、買方は如何なる階級も賣市場にては自由に買得らるゝ事にて、延いては消費組合の擡頭となり、全面的白米小賣商の敗退となる。次に縣聯より全販聯を通じ市場に一本に商内せらるゝ故産地商人は全部除外せらるゝとあり。

次に梅原會長終日顔を見せず、奈良、京都、石川、大分等

東京側の不熱心を猛烈に難詰。一抹凄愴の氣漲る。我等一同少し感傷的に陥る。午後四時本部辭去。A代議士邸訪問、不在、明朝を約して六時歸館、明日のプランを樹て午後十時就寝。

三月十一日 (土) 雨 滯京委員 植松、忍田、西田

前六時半起床、故郷の同志へ昨日の様様を認め通信、九時前A代議士を訪問、快く引見さる。同氏も、全國業者の統制亂れ、業者の意向の判然せぬを指摘さる。而して業者の反対は兎に角、産組の横暴は國民全體の反感を買ひ殊に貴族院の空氣險惡なり。と是産組の政治進出を含めての説なりと思はる。併し乍ら時變下に於ての同案の通過は必至なりとあり、傍聴券を頂戴して辭す。B代議士邸を訪問す。同氏は登院後にて明朝を約して辭去。忍田、西田は議會本會議傍聴に、植松は本部連絡に、議會にて名古屋の水谷氏と面談、同氏曰く、法案無修正通過すれば米屋の悲運は勿論、消費者の損失は莫大なりと即ち生産者(産組)より直接消費者へ販賣せらるゝ結果消費者は政府の最高値段、産組の云ひ値に買取らねばならぬ、中間の配給者の公正なる動きなき爲、現金にて何時迄も高値にて買ひ取る事となる。

一應考へれば中間機構無き爲消費者は一種の眩惑に陥ち入る事となる。此の話は我等に非常なる光明を與ふ。

業者の爲の運動よりも、運動其れ自體が消費者一般大衆の爲となり國家の爲に働く事となる譯なり。茲に統制案反對の眞意を認む。次に植松貴院に植村子爵を訪はれしも生憎不在其の足にて本部訪問、雨の爲か熱意のなき爲か、出席者少數誠に失望、吾等相當突込んで地元の不熱心を攻撃し、A氏外訪問の情報を傳へ全國的結成の猛運動を興し徹底的闘争を展開せん事を進言し、斯の如くんば吾等何の顔ばせあつて郷黨の同志に相見えんや。と血涙を流して縷々開陳、服部代議士殆ど絶望的口吻、終日雨、夕方より強風を混へて雨猛烈なり上京委員一同言葉もなくまづい夕食につく。

三月十二日 (日) 曇

滯京委員 植松、忍田、西田、南坊、西村、松山

本日滯京委員増員なり元氣倍加す、直ちにE代議士を訪問す、同氏病中をも勞はず快く引見さる。同氏の豪傑肌を其儘あぐらをかいて一時間に涉り面談その言論言葉低きも力あり。

産業組合の注規を逸脱したる行爲は訂正するの要あり、

斯る行爲はやがて損失を招く結果となり、商行爲の阻害となる。又政府の統制は時局下必至の勢なりと雖ども各種の相剋摩擦は避く可しとの意見なり。とて、吾等の主張に對しても相當の考慮を約され欣喜雀躍して辭去、全員、代議士の公正なる意見に對し感謝と該目的完成の欲望に燃えてC代議士邸に急ぐ、同氏例の低調なれども座談の勇、昨日迄吾日本日も風邪の氣味にて休養せられ居るにも拘はらず、二階の上室に通され廣々とした庭を眺めつゝC氏を混へて七人机を圍んで會談二時間凡ゆる社會政治談に話の盡きるを知らず。統制問題に及んでは吾等と同意見なり。

産組の資本的進出に對し産組加入者に利をもたらす事なく反つて餘計仕事をこさへて産組々員に迷惑をかけて居る事實は例證多々あり。寧ろ農民本位の購販信利組合の本質に立戻り單位組合の仕事に精出す事、其れ自體が眞に産組發展の道にて徒らに商人の、眞似は唯眞似。に過ぎて、害にこそなれ益にはならぬ。との意見。

同法案の商人を排撃する箇所を削除に努力されたきを希望して別れを惜しみつゝ辭去、植松委員歸縣。

三月十三日 (月) 晴

滯京委員 松山、忍田、西田、南坊、西村

衆議院にて委合會は開催されるが、先づ縣出身代議士訪問に決し、郷里よりも其の旨招電ある爲に早朝B代議士邸を訪問、B氏多忙なる時間を一時間延期して色々意見聞いて頂き、産組の活動分野の制限乃至その行く可き筋合に就ては早速共鳴を得、同道して明治神宮に參詣後本部に至る、本部には兩三日來病臥中の梅原會頭此の日始めて出席會議の最中なり。各地の上京委員は盛に東京の白米商の熱の足らざるを憤慨し其の指導者の案に對する認識不足を猛烈に非難され結局幹部連の法案解釋の誤りを遅まき乍ら認識し明十四日東京白米小賣商幹部が本部に集合、再協議する由を聞き、一同疑問を氷解、上京委員の指令を受けて歸す。

三月十四日 (火) 晴 滯京委員、松山、南坊、忍田、西村

早朝D代議士を訪問、同氏は柔和な温顔を赤らめつゝ尙和服姿の穩かなる政治家離れをした風彩だが、マドロス、パイプに悠然たる態度は又陣笠連のあくせくたる態度に比し、堂々たる總務としての貫録を示されつゝ面會さる。逐一吾々の言ふ事を問ひ直し乍ら聞かる。

大體に於て解つた、産組の進出を止めればよいのだな、

米屋が困らぬと云ふ風に聞いてたが、市場に産組の進出する事はやがて米屋が困るのか!! よし／＼、産組は何だ彼だと謂ひつゝも商業の領域を犯しに来る、大體先の大任は産組の親玉だから其の當時作つたものを、櫻内農相も大體出さずには置くと聞いてたが、どうせ事務當局が喧ましいので不得止出したのだらうが、大臣は苦勞人だから君等を困らす様な事はないがな、然し現在の案で君等が困るなら何とかしてやらう今日登院したら委員によく尋ねて置く。

上京委員

・大體産組の首脳部は商人が倒れる事を望んで居るのだ、其の後に旨い汁をどつさり吸ふ事を考へてる様に思はれる。商人の倒れる迄は政府の保護と助成を受けてゐる。商人が倒れるれば、政府の言ふ事位尻に敷いて勝手な振舞をやるかも知れない。つまり全販聯なんかも將來は高い米を消費者に食はす事になるのはきまりきつて居る。商人を倒す事、又倒れる事を喜ぶのは産組首脳部のモットーである。

D代議士

・西村金三郎に紹介してやる、民政黨の政調副會長だよ、と自ら電話にて、衆議院面會室にて十時半に面會の約束をし

て戴く、直に本部に廻る、其由を告げて西村氏に面會の爲議

事堂に至る、同氏は京都市出身六十近くの背高い少々瘦身に落付を見せて、靜かなる言葉、京都人特有の濃厚なる態度に政治家的熱情をふんわり包み乍ら、吾々に椅子を進めつゝ、自ら立つて、何も云ふな、皆知つてゐる、米屋の食へる様にしてやる、薄資に喘ぎつゝ、夜星朝星戴いて、然も孜々として働いて居る君達を窮地に追ひ込む事は爲政者のやらざる處だ有馬、千石は産組偏重主義、産組萬能主義に心酔してゐる、産組あつて他を知らざる産組イデオロギーは現在よくない、行き過ぎて居る、早晩何とかしなくてはならない情勢に立至つて居る、よし／＼何とかしてやる、君達も餘計な入費を使はないで早く歸つて働け、歸つて居つても本案を大修正して食へる様にしてやるぞ、吾等一同期せずして顔を見合せた。

・旅行に來てるぢやなし、米商全體が働く途を取り返す爲か、そうぢやなし、途を塞がんとする邪魔者を除く爲にお互に寸暇をさいて來てるのぢや、國へ歸つて働かして呉れたら之程よい事はない、國では遊蕩三昧に日を過ごして居るのぢやない、働いて居るのだ、然も營々と、まして人様の食べる物を配給して居るのだ、人様の食べる物を一番澤山持つて居

る者がそれを食ふ事が出来ない様になる、こんな不合理な事があるものか、どう考へても妙な法案だ。

午後四時半A代議士私宅訪問す、同氏謂く

・此間謂つて置いたが委員間を運動して居るのか、縣出身代議士許り訪問して居ては遅いぞ。既に法案は茲二、三日が山だから、委員の間を駆け廻れ。大體地元東京がまだ判然とせん様ぢや駄目だぜ、東京を叩き出せ、東京が働きかけんと、それではよいのかなアーと思はれる、精々早い肝腎、力の集中を一方的に定め、米屋大會を開け、聲が多ければ何とかなる、御高説通り實行を約して辭去。

三月十五日 (水) 晴

滯京委員 松山、南坊、西村、岩本、吉田

・新し委員の着京に力を得て直にD代議士を訪問す。

・又來たのか、よし／＼大分激しいのだな、新しい人が二名か。と下市町の陳情書を読みつゝ、昨日の委員會の模様並に黨の空氣に就て記さる。

・大體都會はよい様に出來てゐるらしいぢやないか、此法案作成の高橋守平君が「米屋に悪い様に作つてないよ」と謂つてたが、都會は好く田舎に悪いのか、そうか、今日又謂つ

て置くが大體案は通すらしいよ。

次いでE代議士訪問、風邪の爲午後一時より三時迄面會との由、本部に至る、本部に同志の顔餘多なれど梅原會長の姿見えす、統制のとれざる事おびたゞし、(宮城)荒谷幹事長に率ゐられて、政友會本部に至る。女事務員三名位で要を得ず、黨代表に會はせると頭張る事三時迄、豆腐に「かすがい」何の答へもない。それでは議會へと急いだが一向誰も居ない、それも道理今日は衆議院は本會議も委員會も休會だ、其の間岩本、吉田兩委員はE代議士を訪問、風邪をおして面會、色々懇談の上、縣出身代議士を今夕招待して何とか色の付く様の話をしてやると懇切な言葉を聞いて歸宿。

三月十六日 (木) 晴

滯京委員 松山、岩本、吉田、生駒(朝着京)南坊(夜退京)

A代議士を早朝訪問下市の陳情書を呈出

・時期は衆議院を過ぎたよ、今日あたり政友會の政務調査會を終つて十八日頃本會議に上程なるだらうから、代議士訪問を止めて貴族院に手を付けよ、尙大衆運動を起さなければ貴族院は衆議院に通過したものは大體通過さすのが例になつて居るのだ。との注意を受けて直ちに、U子爵邸に至る、既

に登院後とて吉野、下市の陳情書と萩原氏の紹介状を手渡し  
て辭去、急ぎ本部に至る、七、八名顔が見えるが淋しいので  
事務員に聞くと、今日は會議休み、衆議院では本案の委員會  
があるので皆傍聴に行つた、との由、餘りの無責任に呆然と  
す。

午後二時頃E代議士より電話ありしが不在の爲午後四時半  
頃再び電話を頂く、本案が政友會政務調査會にて無修正通  
過の報告あり、尙民政黨は昨日同様にて通過ありしを聞き  
一同落膽一度に身體の倦怠を覺ゆ、急ぎ其の要領を得んとA  
代議士に架電すれども留守、本部に電話すれども何も知らず  
詮方なし、午後十時半本部より指令來る、明日午前九時全  
員本部に集合、と、愈々來るものが來たぞ、鬼が出るか蛇が  
出るか!!「梅原會長頭張れ」、折角九俣の功を一簣に缺く様  
ではつまらぬ「振へ本部」「荒谷幹事長頼むぞ」

愈々全國米穀業者結束しての法案反對大會開催の空氣濃厚  
神佛に縋る。

三月十七日 (金) 晴

滯京委員 中山、岡本、岩本、吉田、生駒、松山

昨夜の急電に遂に、吾等も居たゝまれす全員早朝本部へ集

合、早や二十名位の出席あり、猶も續々出席す。

東京白米小賣商は百名位昨夜深川にて集合、本法案の再檢  
討後欣然本部の運動に共鳴、参加の由其の結果山下組長は引  
責辭職の模様と報告あり、前日に引換へ本部も俄然色めく、  
先づ長谷川氏(商業組合中央會理事)より昨日の議院の空氣  
報告あり。

・民政黨委員側の空氣としては、法案第八條勅令命事項  
中「現物取引に於ては市場員に非ざるものと雖も市場員と取  
引をなすことを得るものとす」の條項削除の事、第二項勅令  
事項中「許可を受けたる者死亡したる場合、其の相續人は新  
に許可又は不許可の命令ある迄、其の事業を繼續することを  
得」次に「讓渡の件は特に參酌す」等を決議せし由、猶今日  
正午より政友會委員に依る黨議決定あるに付、各縣委員は早  
速夫々縣出身代議士に議場に於て面會陳情せよ、との事、早  
速各滯京委員別れて議院に馳け付けE代議士、A代議士に面  
會を乞ふ、約一時間程にして面會す、昨日E氏より御架電の  
謝禮を言上、本部の指令に基き黨の意向を伺ふ、A氏は、前  
より話の通り衆議院にては見込なし、早速貴族院の運動に着  
手せよ、との事、E氏も同様「明日頃衆議院本會議に上提、

通過の旨を話さる、傍聽券を依頼なし、E代議士より二枚頂  
く、最後の懇願をなし、次いでD代議士の面會を求めしも遂  
に會議中とて意を得ず、貴族院控室に急ぐ、U子爵に面會を  
求む、幸ひ都合良く面談室にて引見を受く、吾々より、現時  
の産組の行動を委しく申述べ該法案は吾等米穀業者を死地に  
陥らしむる故貴族院にては充分深重御審議の上公平無私なる  
立場より審議未了に願ひ度き旨、陳情、U閣下の話には、立  
案中に反對して議會へ上提させない様に努力しなければなら  
ぬ、今となつては時機を失した憾みがある、何分戦時下の議  
會に一旦上提され、衆議院を若し通過するなれば、貴族院に  
て之を握り潰しにする事は一寸不可能だから、修正の箇所を  
文書に認め持つて來い、一同稍愁眉を開いて一先づ宿舎に落  
着き夕食後本部に出席。本部にて大會開催等の打合せの爲、  
既に多數の出席者ありしも、今晚再度東京白米小賣商の集合  
あり、其結果に依り態度決定するとの實に生ぬるい返事に一  
同憤慨、次いで服部代議士より政友會黨議の模様報告あり、  
・第八條の削除は不可、猶第一條の免許讓渡はならぬとの  
意向にて、政、民兩黨間に相當の離間あり、従つて容易に調  
停は困難だらう、との朗かな話、故に明日の本會議上提も一

寸困難であらう、斯くして日を延ばしてくれたら、結局審議  
未了に落着くかも知れぬ、とて俄然色めく、長谷川氏よりも  
明朝より各代議士及貴族院議員の自宅訪問の指圖を受く、其  
の陳情の趣旨は、吾等も此の非常時局下に、國策の爲にいさ  
ぎよく討死するのとはもとより覺悟の前で、こんな一人よかり  
な一般大衆を苦しめるが如き法案の前に、おめくくと大死す  
る時ではないから、充分宜敷く御審議願ひます、とて一日も  
長く日を延ばせる策に取り掛れ、との事、一同悲喜交々の感  
情を抱きつゝ、青、赤のネオンサインが、何故か感傷的に胸  
を抉られる想ひで、唯黙々と茅場町の本部を出て、其の灯の  
ある方へあてもなく、遂ひ方向を見失つて終つて、丸ビルの  
大きな黒い建物の前に漸く吾に返つて、遅くに宿舎に歸る、  
疲勞甚し。

三月十八日 (土) 晴

滯京委員 岡本、中山、岩本、生駒、吉田

本部に出席、早速荒谷幹事長に本日貴族院に於て、前十一  
時U子爵と會見の由報告、本部委員四名と同道して貴族院に  
て十二時十分頃面會す、本部委員より修正要望事項を詳しく  
圖解に依り説明して陳情す。面談約二時間に渉る。愈々該法

案も本日衆議院の委員会にて最後の折衝の結果可決次第本會議に上提される由、縣出身代議士より貫ひし傍聴券に依り、衆議院本會議を傍聴す。午後三時半本會議一旦休憩、未だに米穀配給統制法案上提されず、吾等一同噂とりくんに一喜一憂、死刑の宣告を待つ囚人の如き面持にて、固唾を呑んで委員会の結果如何にと、議場内の議員の動きにも神経を失らせつゝ待つ事約一時間、然し、最後迄良き結果となつて出現して来る事を信じて疑はなかつた。斯くして午後四時半、急に議場内の議員の動き目に立つと思ふ間もなく愈々本會議再開該法案緊急上提さる。

先づ委員長添田代議士の委員会にての報告演説あり、次いで通告順に依り民政黨の高田松平代議士の賛成演説、續いて政友會の三善信房代議士外三名の同様の演説あり、高田代議士の産組の今後白米進出不能なりとの一句は全く意外なり、・さまあ見やがれ、と言つた感じが背筋を冷たく走る。最後迄一同一語をも聞き洩すまじと緊聴す、然し最後に服部代議士の議事進行に移り兩黨の意見一致を見て、政、民の修正案通り満場一致可決の上、第二讀會に移さる、其の時の服部代議士の心中や如何に、自らに鑑みて、全く感慨無量、遂ひ目

頭が熱くにちんでくる様だ、斯くして、本法案も愈々貴族院へ送附される事となり、吾等の運動も愈々大詰になつて来た然し最後迄闘志を弛めず頑張り通す決意を抱きつゝ、興奮の爲幾分高潮せる兩頬を永田町の夜風になぶらせつゝ重い足を引摺り乍ら宿舎に到着したのは七時半頃、愈々明後廿日上野自治會館に於て、全國白米商大會開催に決定、本縣よりも参加の旨電報あり。

三月十九日（日）晴

滯京委員 中山、岡本、吉田、池田、岩本、生駒

寒さの果の彼岸とは云へず返る朝風に愈々吾等の運動の最後の頭張りの臍を固め早朝池田委員を迎へて退京の岩本、生駒委員と交代、陣容を新に恒に本縣の運動は清新とし潑刺として、秩序正しく一貫せる統制下に少しの力の弛みもなく早速D代議士へ架電、上院議員のY氏への紹介を依頼、U子爵よりも架電あり。委員一同早速D氏、Y氏と面會の爲急ぐ、銀髪を綺麗に揃へて如何にも好紳士らしい應揚な態度の中に慇懃なる物腰で、先づY氏和服姿で應接室に見ゆ。一同先づ初對面の挨拶の後、同氏の立場も考察して商人と産組が協調して將來圓滿なる取引をなさんとする際、斯る法案の提出を見

たるは誠に遺憾であるとして、縷々所見開陳、同氏の該法案及産組の將來に對する御高見を質す。同氏曰く、勿論産業組合が商行爲に迄進出するのは宜敷くは御座いませんですエへ、とお世辭笑をなして再び續けて、殊に吾國古來よりの傳説の歴史を持つお米屋さんを此の際無視して立つて行けぬ様になる様な、そんな事は政府と致しても、なさいませんと思ひますがなあ、衆議院でも修正致されましたのは其等の點を充分考慮して居られる事と思つて居りますので皆様にとつて多少の御不満は御座いませうとも決して不利な結果にはなりませんと存じまするが、一向に法案の内容も充分研究した事も御座いませんで、何れ充分見せて戴きましたね、エへへへ。一同何だか應答の言葉も無く、煙に捲かれた形なるも更に法案の内容に就き、産組が市場員に入る事により直接消費者と結びつき商人の立場の無くなる事及市場に於ての延取引の許可は何も知らぬ純情の農民に對し投機的行爲を誘發する様なものである事等、色んな事實を擧げて陳情、此處へ例のマドロスパイプを呷へた温顔のD代議士、いやあ、また来たか、お、君も来たのか、仲々熱心だね、まあ、君達そう騒がんでもえ、衆議院は通過したがね餘程君等の立場も考慮し

て大英斷の修正だつたよ、米屋の相續權を認め、農林省の役人の古手は此の會社へは五年間入れないと言ふ様な處は實際味のある所だよ。さう心配せいでえ、奈良縣の米屋さんなんか恵まれてるよ、實際、それに櫻内さんも議會であすこ迄立派に聲明して居られるし、調査機關も設置されるやうだし、政府も吾々も日本に中小商工業者が無くなれば何うなるかと言ふ位の事は解つとる。産組も峠を越へた様だな、此の時同氏へ電話あり、中座さる。

時刻が来たのでY氏登院、それを見送りその足で貴族院本會議の傍聴に急ぐ、厳しい服装検査の後傍聴席に入る、休暇と言ふので學生連の爲既に満員、後に立ち乍ら、議場の方を議席表と見較べ乍ら注目す。待つ程もなくぼつ／＼政府委員席も議員席にも着座したと思ふと開始の振鈴が爽かに響く、櫻内農相吾等の眼に最もよく映る、右に前田鐵相、左に石渡藏相、やがて稍長身の謹嚴なる平沼首相の顔も見ゆ、一括上提の議案、水の流るゝ如く一瀉千里に議事進行、愈々待望の米穀法案一件のみ上提さる。櫻内農林大臣、議長の呼出に早速登壇、提案理由の説明あり、大河内郵耕子目席より質問、櫻内農相の答辯、次いで大河内子爵の登壇、産組と商人の摩

擦及商人の立場、産組の不當進出等々、吾等の言はんと欲する所を誠に簡單明瞭に急所をついて頂き、まこと大河内子の姿そのものが神か佛かと思得られた。其れに對する櫻内農相の答辯も實に懇切穩健にて、吾等と雖も怨めなかつた、流石人情大臣だと思つた。何だか貴族院ではもう少し吾等の主張も容れられて好轉するだらうと希望に燃えつゝ退院、本部に急ぐ、熊本の藤木氏より該法案の説明あり、一同今更乍ら再認識、貴族院も遂ひ委員附託となりその顔觸れも決定せる故に、受持を分けて各委員の自宅訪問陳情に早速出掛ける事に決す、郷里へ、キインコウテン、サイゴノガンバリ、イインヘイライタノム、早速打電、もうあと、一週間足らずの頑張りです、お互に最後迄やりませうぜ、死んで後止むの決心で、この誠意が通らずしておくものですか、必ず神は吾等に勝利を與へて下さいますよ、お互に勵まし會ひつゝ、愈々最後の奮闘と、熊本の藤木氏と共に本部を出て先づ委員の岡部子爵邸訪問、風邪の爲面會拒絶、名刺を手渡し、ぐる／＼探ねあぐんで、東郷男爵邸訪問、帽子もオーバも無く、汗と埃の労働服の吾等には、外間も見栄もなく、唯信念の爲に、運動を續けて居るのだ。頭の中には米穀法案の事で一杯でそれ

以外の何物もなかつた。辛うじて、東郷邸を尋ね當て面會を乞ふ。幸ひ快く引見さる、斯くして此の非常時に、然も遠方より多額の旅費とひまを費して遙々上京して陳情せねばならなくなつた理由を涙乍らに哀願、柔和な温顔に微笑をたへて、靜かに最後迄聞いて戴いた。それだけで充分満足して辭去、すつかり暮れて終つた街の中に、唯悄然と之れ以上訪問する勇氣も失せて、一先づ宿舎に引揚ぐ、夜岡本委員本部へ明日の大會打合せの爲出向く、十時過ぎ植松委員見ゆ、明日のプランを樹て、就寢十二時。

三月廿日 (月) 晴

滯京委員 (植松、岡本、中山、池田、吉田、杉本、小松、忍田、吉村)

早朝大舉上京せる新委員を迎へて元氣百倍、今日ぞ上野に吾等の正義の叫びをあぐる最後の全國白米商大會の日である寸陰も惜んで早速全員打揃つて貴族院へU子爵に面會を求む早速會見、過日來の御厚志に深謝、愈々法案も貴族院に移されました、何卒御前様方の公平無私なる御審議に預かり折角宜敷く御依頼申上ます。と陳情の要旨の修正事項を述べ哀願後委員の梅小路子爵への御紹介を依頼、正午再會を約して辭

去上野の大會場に急ぐ。成る可く節約々々と足に歩まかせてく／＼歩いて、市電や省電にて辛うじて上野へ着いた頃は既に十一時前、吾等の生命を脅す法案の成行如何にと、全く眞剣に集り會す者、既に堂に溢れ、入れざる者二、三百名警官と小競合の最中なり、この會館は腐敗しかけて居るんだから之れ以上入れらねえんだよ、こんな會場を指定する司會者の責任さ、さあ、君達早く解散しろ、こんな聲が今日集る同志の耳には聞えるものか？割れる如き拍手が堂内を揺り動かして居る、外の者も居たゝまれず、阻止される事を覺悟の上で一步なりと入口に近附かうと後より／＼津浪の如く押しよせてくる。又警官との間に小競合が始まる。阻止する警官もおまんまの爲に、入らんとする吾等もパンにありつく爲に、斯うした状態を第三國の人間共が眺めたら何と考へるであらう。やがて幹部連と慈悲深い署長の間に話が纏まり、地方代表の米屋より先づ入場を許可され、滿場立錐の餘地なき會場に雪崩を打つて割り込む、服部代議士の興奮せる熱辯は全く聴衆を心酔させて、猶も續く。免許制の好餌に釣られし愚かなる白米小賣商の立場を最も明快なる説明に、全く溜飲の下る思ひにて、一語をも聞き洩すまじと、話す人、聞く人全く一

如の世界が現出す、誠に痛快の極み、瓜生田氏の講演に續いて、青森の佐藤氏よりの緊急動議提出、滿場の聴衆者期せずして一齊に拍手を送り、大會は最高潮に達す。次ぎ／＼各府縣代表の悲痛なる獅子吼に、その通り、そうだ／＼、凡て肯定しつゝ、遂ひ晝食の時間もさいて、各自配布されたパンを嚙りつゝ、議事續行、その時植松外三名の委員、本部委員を加へ貴族院に約束通り梅小路子爵と會見の爲中座、急ぐ、都合良く面談、陳情書を手渡し、充分説明の上、慎重審議を依頼の上再び大會場に引返す。佐藤氏、藤木氏の熱辯に、此の興奮の絶頂に達せる大會も規定の時間既に經過の爲、聖壽萬歳皇軍將士の萬歳三唱、一先づ各自宿舎に引退り、直ちに本部に各代表集合する事とす。西郷さんの銅像も心なしか、俺どんの城山の最後の心境に、よく似とるたい、と言はん許りの微笑を吾等に送つて居るかの如し。夕食後植松、池田委員のみ、本部に明日の各委員自宅陳情の割當と其後の打合の爲出席、其の足にて、和歌山縣選出代議士松山氏自宅訪問、會談三時間に涉り、産組と中小商業者の相剋摩擦に關し一問一答、今回の法案の内容説明後、貴族院内の空氣及運動方法等種々指示を仰ぎ、十二時前歸宅、本日の大會の想ひ出に興奮して容

易に寝つかれず。

三月二十一日 (火) 晴

滯京委員 (植松、池田、岡本、中山(夜退京)、小松(夜退京) 杉本、忍田、吉村、吉田(今朝退京))

愈々餘す所四日に迫り全委員緊張、六時起床、早速部署を定め第三班に別る。

第一班(植松、杉本、吉村)先づ委員の岩倉男爵邸訪問、外出の處を玄關にて會見、陳情書嘆願書を手交依頼後、有賀光豐氏邸を小田急に乗り、辛うじて尋ね當て訪問、玄關先にて前同様陳情、空腹をかへて午後一時過ぎ上野松坂屋迄歸る。

第二班(池田、岡本、中山)先づ森岡二郎氏邸訪問、米穀法案に關し種々國民の意見聴取、結局專賣制に落着くものだから今後の運動こそ最も肝要、商業組合の結成を促進して、今後の免許割當に産組に立遅れになる様な事なく充分研究せねばならない。結局此の法案は貴族院は通過するだらう、誠に其の通り、今後に残されたる吾等の使命こそ重大、その運用如何に依つて、米屋よ何處へ行く、と言はざるを得ない結果が惹起されぬと誰が保證し得やうぞ、折角嘆願後、狭い道

を登つたり降つたり漸く鍋島男爵邸に辿りつく、面會を求めれど生憎不在、倉知鐵吉氏之れ又不在、要を得ず、何れも陳情書を手渡し、午後一時松坂屋迄急ぎ偶然、第一班の諸君と會す。

第三班(忍田、小松の兩コンビ)彌次喜多宜敷く土産の羊羹を後生大事に青木菊男氏邸訪問、生憎風邪とて取次の女中に、名刺の裏へでも結構ですさかい、青木信光閣下へ御紹介戴けます様、その爲に態々東京へ參つて居りますので、何卒宜敷く、平身叩頭、女中様も餘りの態度に青くなつたり、赤くなつたり、ふるふる手先に羊羹を受取り内らへ入り吾等も一まづ辭去、再び紹介狀を戴く可く訪問、大任を無事果し、宿舎に引き揚ぐ、松坂屋に偶會の第一、第二班の委員、祭日とて大變な人出の爲、米屋が米にも喰ひはぐれて、遂ひ三時迄野良犬の如く上野の各食堂をうろつき辛うじて晝食にありつく、疲労甚し、夕刻全員本部に集合、今日の情報を持ち寄り善後策を協議、何れも吾等に不利なる情報のみ、長谷川氏、農林、商工兩省の折衝經過種々報告あり、後二、三日の頑張りだ、最後迄双折れ矢盡きる迄の抗争を誓つて、各自宿舎に引揚ぐ

三月二十二日 (水) 曇後雨

滯京委員 (植松、池田、杉本、忍田、吉村、岡本(今朝退京))

全員朝食も抜きにして早速昨日の鍋島子爵邸訪問、登院前を捕へて、應接室にて法案の内容、吾等の立場等漸く陳情慣れた全員泣き落しの戦法にてお殿様に縋る。米屋の結束の餘りに遅かりし事及其の運動の不統一、を詰問され、産組の不當進出に對しては理解ある言葉を得、くれぐれも依頼辭去、幸先き良しとて元氣百倍、倉知氏訪問、生憎登院後とて、要を得ず、青木信光子爵(研究會の惑星)の自邸訪問、之も登院後とて、早速貴族院にて紹介の名刺を差出し面會を求む幸ひ都合良く引見許可され、本部の荒谷、藤木、門間氏等と共に貴族院面談室にて、子爵を取巻きずらりと十數名立ち並んで、最後の必死の聲涙共に下る陳情、嘆願、哀訴、鬼神も泣けと許りに、何の臆面もなく子爵のふところに飛入つて懇願、何分委員ではありませんから、今何う彼うと言ふ事は出来ぬが、お話の趣旨はよく分つた、充分各委員にも傳へて置きますせう、とて三十分の會見も終る。一同緊張の空氣が解かれてほつとした態、夕刻本部に集合、各自夫々の情報を持ち寄り、長谷川氏より、貴族院委員會の態度も大體明日頃決定

廿四日頃本會議上提の模様、未だに各委員より吾等の叫びは委員會にて質問されざる由、全員、何様お殿様と町民の事だから、餘り懸隔があり過ぎる、御座の中より聞かれた日には吾等の運動も骨折損の草臥れ儲けさ、否々、前の自治管理案がこんな模様だつた、何時神風が捲き起らぬとも限らぬ最後の頑張りこそ肝要だ、さうだ、く、服部代議士も悲痛の面持、梅原會長代理、米津氏出席せり、服部氏に對し、其の勞に酬ゆる可く、桂月の一軸、百難心不動、千苦氣益振、萬死盡天職、至誠泣鬼神、を贈呈、披露さる。吾等の心情を吐露して餘りあり、運動資金各地へ督促狀各自、分擔發送、明日の豫報、風弱くなり、雨が降つたり、止んだり、吾等の運動も全く一喜一憂、何處へ舟が着くやら、五里霧中、然し最後迄希望は捨てず。

三月二十三日 (木) 晴

滯京委員 植松、杉本、吉村、池田

早朝風強し、益々本法案も難航を思はしむ、各委員元氣益々旺盛、斃れて後止むの覺悟、先づ岡部子爵邸を訪問、登院後とて面會不能、織田子爵訪問、之れ又不在とて拒絶、何等の收穫もなく意氣消沈、重い足を引摺り議事堂への坂を登る

議會にてK子爵に面談申込む、之も多忙の理由にて断はらる各地代表あぶれて落着く所は、同じく貴族院の控室なり、吉村本會議傍聴す。定刻本部に急ぐ、各地情報、一向芳しからず、長谷川氏、結局吾等の味方は松村眞一郎氏獨りだ、之に向つて、せめて吾等の叫びを委員會に反映して頂く可く體當りの戦法でやらう、東北代表の松村氏との會見談。

君等の言はんとする所はよく知つてゐる、その通りだ、今日迄の運動に依り確かに政府の態度も變つて來た、今日も委員會で農相に産組と商人の分野をはつきりせねばならぬと突込んで置いた。然し衆議院の修正通り通過の見込だ、が最後迄熱を弛めてはいけない。何う局面が展開するかも知れぬ。た、かひは最後の五分間だ。そして、よし之で議會が通過したとて君達の運動を弛めては駄目だ、それこそ取返しつかぬ事になる、一層結束を固め一致して、今後法案の運用に就て君達に有利に展開する様猛運動を續行すべきだ。

結局最後の運動として、長谷川、瓜生田氏は今夜松村氏邸訪問再度の陳情、米津氏、藤木、荒谷氏は有賀光豐氏に陳情に決し、其他の委員は各自未だ面接せざる貴院の委員自宅訪問に決し解散、吉村退京、吾等の仲間も、今や三名に減じ、言葉少なく、味氣なき夕食をとる。宿の女中の一寸した親切にも無上に嬉しく思へる程に氣が弱くなつて來て居る。

奮せざる可からずとの話、結局明夜、雅叙園での懇親會に依り今後の對策を練る事に決定、散會す。

三月二十五日 (土) 晴 滯京委員 植松

早朝より各地方代表委員と共に貴衆兩院の委員の自宅へ謝禮言上の爲訪問、今後を依頼なし、定刻貴族院に至り、本會議傍聴す、委員長より委員會の模様報告あり、吾等の主張も話題となり居りし山、其れに對する農相の答辯も報告あり、次いで吾等の第二の上山滿之進先生とも恃む大河内輝耕子爵の態度や如何にと注目、書記席と自席の間を往復、何か連絡ありし模様なれど遂に大河内氏の登壇を見ずして本會議も無難に通過、夜目黒の雅叙園に各地代表の懇親會開催、長谷川服部兩氏を中心に今後の對策協議、強硬論頗る多く、梅原會頭非難の聲漸く高し、されど結局服部代議士に凡て一任、先づ指導者の決定を急務となし、全國商業組合大會終了後東京に於て、再度陣容を新にした中央委員會集合、全國米穀商組合聯合會の結成の下各地の聯合會、單位組合と一貫せる組織と機構の下に、互に密接なる連絡をとつて、今後に備へる事を申合せ散會。一人淋しく東京の最後の一夜を明した。

斯くして、本法案は一先づ通過せしが今後に残されたる問題こそ一層重大にして、總ては一貫せる、自治管理案時代よりの産組と商人の抗争史の一過程に過ぎない。

(滯京委員 西田、松山、岩本、池田合作)

三月二十四日 (金) 晴 滯京委員 植松、杉本、池田

最後の頑張りとして早朝岡部子爵邸訪問、議會での會見を約束され、伊東子爵訪問、不在とて面會拒絶、幸ひ泉岳寺に近くの時とて、そのかみの四十七義士の墓の御前に額き、彼等の當時の心境を推察、今後の吾等の運動に就き對策を練る、後、護國の神として鎮まります諸英靈の前に參拜すべく九段に向ふ。靖國の御社の御室前に恭しく額き、大村益次郎の遺徳を偲び、貴族院へ急ぐ、岡部長景子爵と面談室にて約一時間に涉り會見、充分吾等の意のある所を聴いて戴いて理解して貰つたが、生憎委員に非ずとの事にて落膽甚し、然れども吾等の叫びが一人でも多くの方々に聞いて戴いた事は決して無駄ではないと自ら諦めつゝ、辭去、午後池田、杉本退京、植松のみ残る、夜本部にて長谷川氏、唯今研究會の態度決定した、結局衆議院通り可決、明日の本會議上提の由、然れども吾々の運動は寧ろ今後にあり之にて終結に非ず、一層結束を固む要あり、來月中旬頃再度各地代表者集り今後の對策を練る必要がある、要は、唯骨組だけが今回の通過に依り決つただけで、血や肉となるものは今後の問題だ、農商兩省の折衝に依つて決する譯である、本日の委員會で内田重成氏も吾等の意のある所を質問して下さつた由、決して悲觀すべきでなく寧ろ發

大和穀物同業組合

大和穀物同業組合代議員

- |       |       |    |     |       |
|-------|-------|----|-----|-------|
| 南坊喜七郎 | 藤岡由太郎 | 井宗 | 他人  | 松山善太郎 |
| 中山三郎  | 東田正治  | 西村 | 忠臣  | 山田繁松  |
| 西田定治郎 | 稲田市三郎 | 杉本 | 辰藏  | 前田直吉  |
| 岡本新一  | 吉家清藏  | 中村 | 茂之  | 忍田二三郎 |
| 吉岡清一  | 富永榮一  | 奥田 | 與三郎 | 山下長次  |
| 小西幸一郎 | 岩本宇一郎 | 上村 | 幸三郎 | 植島安太郎 |
| 鹿沼治一郎 |       |    |     |       |

大和米友會

- |    |    |     |    |    |    |
|----|----|-----|----|----|----|
| 會長 | 池田 | 副會長 | 杉本 | 井宗 | 他人 |
|----|----|-----|----|----|----|

奈良縣米穀商同業組合聯合會

- |                     |       |            |          |       |      |
|---------------------|-------|------------|----------|-------|------|
| 會長                  | 植松利三郎 | 副會長        | 松山正太郎    | 古川庄三郎 |      |
| 奈良市支部長              | 南坊喜七郎 | 添上         | 郡支部長     | 龍口秀太郎 |      |
| 生駒郡支部長              | 荒井    | 檜數         | 山邊       | 郡支部長  | 中山三郎 |
| 磯城郡東支部長             | 生駒    | 榮作         | 磯城郡中部支部長 | 池田榮三郎 |      |
| 磯城郡西支部長             | 山田    | 繁松         | 高市郡支部長   | 杉本安太郎 |      |
| 北葛城郡支部長             | 岡本    | 新一         | 南葛城郡支部長  | 吉村益太郎 |      |
| 宇陀郡支部長              | 矢野    | 良三郎        | 宇智郡支部長   | 細川直吉  |      |
| 吉野郡支部長              | 岩本    | 宇一郎        |          |       |      |
| 奈良縣米穀問屋商業組合         |       | 中和米穀商商業組合  |          |       |      |
| 畝傍米穀商商業組合           |       | 初瀬米穀商商業組合  |          |       |      |
| 丹波市米穀小賣商業組合         |       | 下市米穀商商業組合  |          |       |      |
| 郡山米穀小賣商業組合          |       | 三輪米穀小賣商業組合 |          |       |      |
| 目下設立中組合             |       |            |          |       |      |
| 奈良市 添上米穀商商業組合       |       | 北葛城郡       | 南葛城郡     | 宇智郡   |      |
| 磯城郡東部、磯城郡中部米穀商各商業組合 |       |            |          |       |      |

表覽一程日京滯員委京上

| 到着日 | (委員名一覽) |    |    |    |     |    |     |    |    |       |    |
|-----|---------|----|----|----|-----|----|-----|----|----|-------|----|
| 十日  | 本部      | 植松 | 生駒 | 磯城 | 本部  | 奈良 | 磯城  | 吉野 | 吉上 | 植松利三郎 | 本部 |
| 十一日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 山   | 坊  | 〃   | 本  | 田  | 松山正太郎 | 本部 |
| 十二日 | 夜退京     | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 南坊喜七郎 | 奈良 |
| 十三日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 小松利一  | 奈良 |
| 十四日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 吉田長太郎 | 添上 |
| 十五日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 忍田二三郎 | 生駒 |
| 十六日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 朝退京 | 北葛 | 朝退京 | 〃  | 〃  | 中山三郎  | 山邊 |
| 十七日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 朝退京 | 本  | 山邊  | 〃  | 〃  | 西田定治郎 | 磯城 |
| 十八日 | 夜退京     | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 生駒榮作  | 磯城 |
| 十九日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 杉本安太郎 | 高市 |
| 二十日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 岡本新一  | 北葛 |
| 廿一日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 吉村益太郎 | 南葛 |
| 廿二日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 西村忠臣  | 磯城 |
| 廿三日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 岩本卯一郎 | 吉野 |
| 廿四日 | 〃       | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  | 池田榮三郎 | 本部 |
| 廿五日 | 朝退京     | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  |       |    |
| 廿六日 | 朝退京     | 〃  | 〃  | 〃  | 〃   | 〃  | 〃   | 〃  | 〃  |       |    |

上京委員

感ずるまゝに (滯京委員感想文)

北葛城郡 岡本新一

此の度の運動に就て感想を述べよとの事で有りますが、簡単に申しますれば今度の運動は前の自治管理案の當時と違ひ全國業者の足並の揃はず、かんじんの大都市幹部級が出席せず、寧ろ反對運動に不賛成の態度を取りし爲上京運動者も少く、其の上會長は出席せず、會長代理さへ碌々顔を見せないの一時は非常に悲觀しました、然るに効果は其の割合に多く有つた。之は上京した者の等しく感じた事で有らうと思ひます。運動の道程や結果は別項に委しく書いて有りますから之を省略して、私は何故運動の案外貧弱なりし割合に收穫が多く有つたかと云ふ理由と、今後の方針に就て今少しく述べて見たいと思ひます。

先づ理由としては第一に今度の運動員は少人数で有つたが誰一人御附合で遊び半分に来て居る者はなく實に眞剣味の有る活動であつた事、第二には米穀商唯一の代議士服部崎市先生が蔭になり、日向になり、終始一貫御指導下さつた事、第

三には商業組合中央會理事、長谷川氏及同主事補瓜生田氏が全力を注いで商工省其他關係方面に運動をなし、一方我々を激勵して下さつた事、第四には櫻内農林大臣は従来の農林大臣と異なり誠に公平なる態度で有つた事。第五には貴衆兩院議員の間に漸く産業組合の横暴に目醒めて來た者が多くなつた事等が上げられます。就中第五の産業組合横暴が議員間で認識されて來た事は我等米穀業者に取つては百萬の味方を得た感が有ります。次に今後の方針であります私が、短時日上京中に聞き得た各要路及び識者の意見を綜合するに今回の法案は恒久的のものでなく一時的の法案であつて、結局は米穀專賣案に落附くのではあるまいか。と云ふ事でありませぬ。云はゞ專賣案に行く渡し舟の様な法案では有りますまいか。果して私の想像通りになるもので有るとすれば、今回の運動よりも今後の運動が一層重要で有らうと思ひます。何うしても專賣の彼岸に達する迄は絶対に運動の權を手放してはなりません、今後は米穀商の間にも統制ある組合を作り組合の代表者をして政府の米穀政策の運用を絶えず監督せしめね

ばなりません。そして我等の仲間は一入残らず、理想の彼岸に上陸しようでは有りませんか。

添上郡 吉田長太郎

廣漠涯なき北支から長江濁流渦巻く中支、さては炎熱肌を焼く南支に聖師を進められ茲に三年、幾多尊き犠牲を捧げ東洋平和我が大日本帝國百年の大計の爲には國民精神總動員の元に總親和となり、銃後の守りも固く、この聖戰目的達成の爲邁進しつゝあるの秋に當り、吾等同業者に取り思ひも依らぬ暴風は吹き來りぬ。之なんぞ今回政府提出の米穀配給統制法案なり。事一度ラヂオ、新聞其他の報道機關に依り報ぜらるゝや、吾等の死活問題なりとして全國同業者に反對論沸くが如く起り、我が縣下同業者に於ても上京以て同法案を繞り我等が今後如何なる方法に依りて之に對すべきや、我等の進むべき道を考究して一日も早く業に安んじ以て國家に寄與せんが爲に不肖にも抱はらず縣代表として添上郡同業者より選ばれ過般多數諸兄よりの願望を帯び、激勵の言葉を浴び、盛なる見送りを後に上京するの光榮を得たり。爾來縣選出代議士殿初め貴族院議員閣下の訪問、日夜滯京委員と共に猛運動

を續くる内に白聖の殿堂の振鈴と共に十八日午後四時米穀配給統制法案は遂に上提、一部修正の結果満場一致總起立の下に可決せらるゝの運命に立ち到れる余の感慨や無量、翌十九日午前十時貴族院に廻附、直に本會議に上提せらる、然して吾等は忝くも玉座を拜し乍ら傍聽の榮を得たり、此の會議に於ける大河内輝耕子爵閣下の質疑たるや實に國家を憂ひ、社會に於る相剗摩擦を避くるの目的を以てなされたる事とて、其の言たるや實に吾等の言はんと欲する急所をつかれし如き感に打たれ只管良き成案の制定を祈願せり。翌廿日上野の自治會館に第三回全國白米商大會を開催せられ參加者實に千數百名、場内に收容し得ざるの盛況なり。會場内には、正義ノ前ニハ敵ハナシ。世論ハ公正、我等ハ正義。死力ヲ盡セ。産組不當進出ハ銃後ノ護リヲ破壊ス。等々のスローガンをかゝけて、服部代議士を始め其他の諸士の熱烈悲壯なる然も理路整然たる業者の叫びを代辯して頂き誠に痛快、この聲の上院に反映され喜びの日の來るをのみ衷心より祈願す。其の後恭しく宮城前に額づき兩陛下の萬歳と竹の園生の彌榮を祈り奉り又靖國の宮居深く鎮まります諸英靈に對しては厚き感謝の念を捧げ業者の將來を祝福して一路歸國の途に就

⑬

きたり。同業者諸君の期待に添ひ得ざりしは謝罪の外なし。然し寧ろ運動は今後有り、七轉八起今後一段の植松會長を中心に業者一致團結以て聯盟本部を鞭撻、該法案に對しては中央政府當局と能く接觸し以て一日も早く業者の生活安定と國家國策の樹立さるゝを望んで止まざる次第なり。

磯城郡 西村忠臣

三月十一日池田氏より指圖を受け冷雨降り頻る午後五時廿三分當地發に勇躍乗車、奈良驛にて上京委員松山、南坊兩氏に偶會、共に午後六時十五分發列車にて一路東上、着京後直ちに先着者と運動方法に就き協議後縣選出代議士を訪問種々吾等業者の立場を陳情す。僅かの滯京に何の感じもなかつたが唯最も強く感じたのは、前回の自治管理法案當時に比し全國的に活氣も薄く、殊に六大都市の如きは全然無關心と極言致すも敢て憚らぬ位にて、全く氣合拔の有様で運動にも統制力なく、全く地方代表獨自の運動の如き感あり。東京市内の某白米小賣商曰く「候達は當地白米組合より此の問題に就き何等聞き居らず、私の考としては大體此の問題は問屋や仲買業者が困るから、反對運動とか陳情に毎日出掛けて居るが僕達

は萬一配給統制法案が議會通過しても免許制で有る故將來は商權確保される爲營業上の不安は何等無く從來玄米を問屋業者より買入の分を今後は新に出來る日本米穀會社か或は卸商業組合からの買入に變るだけで何等苦痛は感じませぬ」との話に我又何をか言はんやと言つた形、其の無智に一驚を喫した次第なり。

然し乍ら吾等業者の中にも斯る意見を抱く人なきにしも非ずで、他人事には考へ得ず歸京致せし次第にて、今後は其の業の如何を問はず米穀業者は打つて一丸となり共存共榮の實を結び以て大敵に當る覺悟を要す。

生駒郡 忍田二三郎

世の變遷と共に我が國の經濟機構に一大革命生じ、自由經濟より統制經濟に推移せる途上、偶々日支事變の勃發となり統制經濟に一段と拍車を加へ、爲に國家は擧げて統制經濟に專念し、何品に不抱統制強化されて居る事は何人も認むる所なり。即ち今回政府提出の諸法案悉く然り。米穀法案も亦其の一なり吾人は今回の米穀法案反對陳情に上京中特に印象を深からしめし事は兩院議員等しく産組の保護助成重農政策の

⑭

結果、その違法説法行爲政治進出となりたるを批難され、此の儘放任せんか、我國社會機構に一大龜裂を生ずる虞ある事を漸次認識されつゝある事は、國家政策上誠に喜ばしき現象にて、産組發展の峠も略々見え透いた事は顯著なり。然らば吾等の今後進む可き道は此の逆境を耐え忍んで一日も早く現代の世相に目覺め一元的に統制せる組合組織の確立に依り、一身同體打つて一丸となり、共存共榮の實を擧ぐるが吾人の急務なり、相互に充分將來の成行を注視して初志の目的貫徹の爲、將又吾等の商權擁護の爲、自活の途を考究し爲政者の猛省を促し以て國家經濟の發展と國是の遂行に協力せねばならぬ。

磯城郡 西田定治郎

いつ來ても、何度來ても東京はフレッシュだ。雨に洗はれて、一入縁濃き大内山に瑞雲のたなびくを拜して御民の生きる臉に感泣し更に良き御楯となる事を深く心に誓ふのであつた。明治神宮に詣で、憶ひは遠く自治管理案當時に遡る。冷い石畳の上に跪座して終夜參籠する悲壯な決意をした事や、池田氏の今は亡き岳父が社頭に警官を、叱吃された思ひ

出は昨日の如くまさ／＼とよみがへつて来る。當時全國の業者が一團の火の塊りとなつて有史以來の大運動を興した熱烈さに較べ今度の配給統制案の反對運動の貧弱さは何うだらう全國の統一がとれず支離滅裂で始めから諦めた宿命觀に支配された様な、消沈した運動とを比較して誠に今昔の感に堪えない。

今度の反對運動に上京して私の狭い視野に映つた感じは、産業組合の行き過ぎを政黨人が認識し、之を何處で何うして喰ひ止めるかに關心を持ち、政黨人自體が産組の進出に同じ悩み、同じ脅威を感じて居る事を知つた。訪問した代議士の諸先生は話に同情もし、支援もされたが、法案そのものより自分の立場が必然的にさうさせたのだと云ふ見方は強ち無理でもなからう。

次に何よりも一番痛切に感じた事は我々業者が餘りに利己主義で又斯る問題に無智であつた事だ。全米商聯の本部で瓜生田氏や佐賀の笠井氏や殊に老人乍ら埼玉の佐々木氏等の透徹した法案の解釋と將來の見透しを色々講義して貰つて今迄無爲に過した不熱心と法案に對する無智を悔む許りであつたメイトル法實施でそれが呑み込めず自殺した岡山縣の老人の

米屋を思ひ出し、自分と對照して微苦笑を示し得なかつた。

米相場の見透には一廉の見識と研究を怠らない業者も自らの職業の見透しは全然なく法案が通過すれば、どんな具合になつて行くか、將來の對策は何うするか、等々、何事も其の日ぐらしは私一人ではないらしい。業者の大猛省を促す大警鐘が今度の法案であつたのだ。「轉禍爲福」と云ふところに私達は此の法案の意義を見出した。仲間が血みどろの闘争を續けて居ても結果は均等に得られるとたかをくくり、自己中心の利害打算から仲間を賣物にしても愧ぢない態度が隨所に現はれて居た。一人々々が法案を研究し充分に認識把握し第一線の兵士の様に勇敢に俺が行かねば此の問題が片づかぬと突撃せねば嘘だ。既に法案は通過した。我々は苦盃を喫した。だが問題はお終ひぢやない。否戦は之からだ。法案は十月頃に具體化して我々に見參する。施行の細則や勅令事項や産組の動向など残された課題は多い。だとすれば今からでも遅くはない。自分の力だ、一人々々の力だ。陳腐乍ら、天は自ら助くるものを助く。は何時迄も眞理だ。友よ、我々の友よ行き懸りを抜きにし、理論を離れ、目先の利害に捉はれず、しつかりスクラム組んで撓まず進まうではないか。

斯くて業者の大同團結なつて縣下一團の商業組合を結成して不斷の精進と考究を續けて行く時、永遠に勝利の女神は業者の頭上に光り輝く事であらう。

追記 奈良縣の運動は最も効果的であつた事。

奈良市 小松利一

拜啓 毎々御世話相掛け誠に有難く厚く御禮申上候

滯京中の感想文差出せとの御通知に御座候得共小生輩無調法故御貴殿より私の分よろしく御掲載被下度御依頼申上候。小生思ふに此度の運動者は數は少く共熱の有る方許り最後まで御奮闘被遊候誠に厚く御禮申上候。

南葛城郡 吉村益太郎

米穀配給法案は米穀商人の命取法案であります。斯の如き吾等を無視した法案が不幸にして衆議院に於て一部修正にて通過しました。公正にして何物にも捉われざる、貴族院に於ては絶對斯る事なき様にと懸命に陳情或は其他種々な方法で滯京中終日、白米搗く杵の如く頭をついて、米屋らしい泣き落し運動を續けたのであります。數千萬圓の税金を負擔する

全國二百萬の米穀商 尙免許制と云ふ美名に縛られて種々な義務や束縛を受け乍ら更に尙眞面目に米の配給の重大使命を果さうとして居る米穀商と、無税で幾多特點を持つ産業組合と萬事を同一に見る結果不當なる彼等進出をなさしめる事は此上もない不公平であります。其結果吾等米穀商が遂に失業の憂目にあわなければならぬ事になるのであります。此事情を精わしく幾多陳情したのであります。是又貴族院に於ても衆議院通りの修正にて通過したのであります。願ひますと吾等上京委員もほつとせざるを得なかつた次第であります。然し乍ら各爲政者も我等の立場を非常に同情して呉れました。是丈けが吾等の心を和らげて呉れた何よりのものであります。た。

嗚呼正義に立脚した要求も遂に容れられなかつたのであります。斯くなりまして上は吾等は固い米穀商業組合を組織して一致團結のもとに戦はねばならぬ感を深くするものであります。唯今は時局多難の折柄吾等同業者は一層の非常時であります。一倍の奮勵と努力は正義の爲に、吾等の死活の爲に愈々一致結束して、斯業を護らなければならぬのであります。

吉野郡 岩本卯一郎

獨逸のヒットラーは、集團運動をなすには先づ規定の制服を全員に着用させて命令一下その統制に服せしむるにある。と叫んで其れを實行して今日の成果をおさめた。吾等の運動に形式的の制服は或は不用かも知れないが心理的に一貫した、非常時の米屋だ、と言ふ判然とした制服だけは必要だ。

日本軍の強さは各自其のよる所を得しむる所にあるらしい全く適材適所に配置の妙を得てゐる。大將より一兵卒に至る迄各自其の職分を全く忠實に一際文句なしの服従だ。然も大將の身代りは中將が、大隊長の斃れし後は中隊長が、伍長戦死の際は上等兵が、頭が判然と一糸亂れぬ統制下にあるからこそ強いのだ。米屋の運動にも、一貫した指導精神と絶對服従の美しい共存共榮の思想が欲しい。

磯城郡 生駒榮作

國を思ふ道に二心はない。吾等も、赤心一徳、同胞だ。この一糸亂れぬ統制下に各自が其の意氣と熱情と智識を以て絶えず時勢の動きに活目して眼前の小利を忘れて明日への生き

山邊郡 中山三郎

「お殿様、御前様」と華族様の前に呼名こそ封建時代そのまゝだが、米屋の吾等が何の臆面もなくそのお邸に心臓強く押しかけて面會を求め陳情を果せる世の中だ。そしてそのお殿様も町民の吾々もおしなべて洋服に着すまして居る時勢だ。

高市郡 杉本安太郎

車中で拾つた話、僕等の學生時代と今日の社會情勢は全く急激なる變轉を來して居る、僕等が學校で教はつて來た思想を今日の社會に適用しやうなら、それこそとんでもない事になつて終う。それも日に月に時代は目まぐるしく移り進み變りつゝあるからだ。絶えず社會情勢に眼をつけて汽車に乗り遅れぬ様にせねばならない。絶えず汽車の時間表は變つてゐるのだから、とつくづく、迷懷して居た。吾等米屋も長期抗戦下の非常時統制列車に乗り遅れぬ用意が肝要だ。乗り損ねたら大變だ。それこそ取りかへしのつかぬ事になつて終ふ。

る道を徹底的に認識してこの非常時を乗り切らねば駄目だ。各郡市町村一個の商業組合を最低單位として一縣一聯合會の結成がやがて全國米穀商業組合聯合會に密接なる組織と機構を具へて小賣商、仲介業者、卸問屋お互に小突き合ひをして小利に提はれて争つてゐる時代ではない。もつと恐しい大敵のある事を充分認識して自覺すべきだ。

奈良市 南坊喜七郎

今議會に提出された米穀配給統制法案に對して吾等は堂々と戦つたが然かも事、志と違つて遂に一敗地に塗れ去つた。敗軍の將兵を語らず一切黙して居らなければならぬであらうが、否法案そのものは只骨組だけが出来上つただけで細目の點の手入れ奈何でいくらでも有利に展開する可能性が有るのだからこの際更らに捲土重來、戦つて／＼戦ひ抜いて必ず最後の勝利を得ねばならない。これが吾等か業者諸氏に對しての當然の責務であると同時に父祖より傳へられたる營業權を完全に護る所以なりと信ずるものである。

吾等は何故に今回の戦ひに敗れたか、第一同業者間の足並が亂れて居つた、六大都市は吾等と反對の立場に立つた、そ

れは彼等は法案の検討に付て全くの認識不足だった、彼等は免許制に惑はされ、これ有るが故に各自の營業權は確保されたと云ふ誤謬に陥つて居つた、即ち白米小賣商はこれで保護された、只この法案は問屋や産地商人が自然淘汰を受けると思われるがそれは時の流れで仕方が有るまい、先づ自分さへよければよいと云ふ自己本位に立脚して本運動に参加せなかつたのだ。問屋業者は或る一部では産組委託を受けられると共に市場員となり得る特權も得られ正に一石二鳥だ、こんな結構な法案は一目も早く成立せしめなければならぬと云ふ錯覺を起して却つて吾等と反對の行動を取つた事が非常な障害となつた。大詰となつて来るにつれて真相が解つて來たので地元東京が今更の如くあわて出して吾等の運動に合流したが、時既に遅く遂に兩院を通過したのだ。

大體かゝる法案は本省に於て立案中にこちらの要求を申出で、これを織込ませなければならぬにも抱わらず、どんな法案が出るか、出て見なければ何とも云へぬと拱手傍觀して居つた。愈々法案として議會に提出されてから反對運動を起しても一度提出された以上内閣の面目上どうしても通過せしめなければならぬ、百億の豫算を鷄呑みにせねばならぬ

御時世だ、通過するのは當然なのだ。

然かも敗れはしたが産組の不當進出は當然訂正の要が有ると云ふ空氣は今や兩院共に充滿して居る、この雰圍氣を造つたのは全く米屋の力だ、これだけ多年に涉つて統制ある運動を續けた團體はどこにあるか、かう考へると吾等も聊か意を強うするに足ると思ふ。法案は既に通過した。今更いくら悔しんでも「五日の菖蒲十日の菊だ」徒らに死兒の年齢を數へる愚をやめて今後に残されたる問題即ち施行細則其他を有利に導くと共に、今や新たに生れ出でんとしつゝ有る中小産業調整委員會に働きかけて最後の勝利を把握しようではないか。

奈良市 松山正太郎

興亞議會の一重要法案であつた米穀配給統制法案を繞つて織りなす如き關係者の反對、賛成の渦中に這入つて一路反對運動に突き進みました私の愚見も聞いて頂きたいと思ひます事變下に於て長期建設に邁進せられてゐる政府として、あらゆる物資の統制を行ひ戰爭の目的の達成の爲又銃後の安定を保持する爲に必要な施設を爲される事は當然な事であり

又國民もあらゆる苦難を克服しつゝも、其の施設に順應し協力する義務のある事は何人と雖も異論のない處である、にも抱らず私等同志が、政府が戦時下であるが故にと高調されて作成された、此の法案に何故に反對の意志を表明したかといふ事は一見矛盾してゐる様にも見える。然し乍ら吾等の反對する理由は長期戦に順應する一大重要法案である以上、政府の企圖する目的の遂行を容易にし又充分なる機能を發揮される事を希ふあまり、一方關係者間の相剋摩擦を避け得る名案の作成を熱望するあまり該法案の再検討を要求したのであります。國家總動員を必要とする重大時局下に於ては小異を捨て、大同に就くの良否は論ずるの餘地なく個々の利益を犠牲にし、同業者全體が協同體制を採り他の協同體と力を合せつゝ國家の嚮ふ處に順應し協力する事は、個々の力を別々に勝手に働かすよりは何十倍かの力の得られる事は誰でも知つてゐる事である。仕事の目的を達成する爲に一つの協同體が強力を出し過ぎて他の協同體を壓迫し、力を弱めた時は、其の二個協力作業の仕事の能率は、弱力の一個團體の熱心なる作業よりも低き事も想像出来る。かゝる觀方から今度の米穀配給統制法案を研究するならば産業組合の事業は一步前進を約

束され、吾等米穀業者の業務は同位置に停頓し幾年かの後に産業組合の發展の度合に於て米穀業者の退歩を余儀なくされると考へたからである。又本法案に依りて吾等業者に與へられたる免許制度は消極的目的は達せられても産業組合に與へられつゝある極度の保護と助成による發展過程に於て吾等業者の範圍内に進入し來る事は必至の勢にて如何しても吾等業者は自分の力に來つて其守りつゝある分野を死守するの必要にせまられて該法案の再検討を要求したのであります。政府の保護と助成による協同體の内容の充實は其の團體内の福利の増進を圖るは勿論なるも、餘れる力は國家の嚮ふ目的に順應し協力する事は親の慈悲に對する孝行と考へられるが、往々にして自らの團體の利潤の増加を得んが爲に關係諸團體の福利を侵すが如き行爲の見られるのは現時の如き状態に於ては最も慎むべき事と考へられる。吾等米穀業者も今回免許制度を施かれ商業組合法により保護助成を與へられ又最近組織される中小商工業者調整調査機關によりて相當の掩護を得るなれば將來業者の内容の充實は期待さるべく其の力の働かすべき方向に就きては只今よりよく考察して親の心に背かない様に心懸くべきであると希望致して置きます。

## 經過報告

- 一、昭和十年第六十七議會に於て、時の農相山崎達之輔大臣に依り、政府案として米穀自治管理法案議會上提さる。
  - 一、同年二月六日 本縣に於て、縣下同業者代表として、故池田幸市郎外數名、深川全米聯本部に全國代表者と會同、打合せの爲上京。
  - 一、同年二月八日 東京、兩國國技館に於て該法案反對の全國米穀商大會開催さる。本縣參加者壹百餘名、全國より參加せる者二萬餘名に及ぶ盛況。
  - 一、同年三月十一日 同じく國技館に於て第二回大會開催、本縣參加者壹百餘名、全國參加者參萬餘名に及ぶ。
  - 一、同年三月十八日 青山青年會館に於て全國米穀商從業員大會開催さる。參加者參千餘名。
  - 一、同年三月二十二日 衆議院大修正にて通過す。
  - 一、同年三月二十三日 貴族院に廻附上提さる。本會議にて委員附託となる。
  - 一、同年三月二十五日 議會最終日、閉議にて議會延長せず該法案も遂に審議未了と確定す。
  - 一、同年三月二十六日 本縣上京委員全部退京歸縣す。
- 一、昭和十一年第六十八議會に於て、山崎農相に依り、該法案再度議會上提の運びに至りしも、二月二十六日事件にて内閣の更迭を見る。同議會解散さる。
  - 一、同年五月一日 臨時第六十九議會開催さる。同日大阪中央公會堂に於て、全國米穀商大會開催さる。本縣參加者七拾餘名、全國七千餘名に及ぶ、同日夜行にて本縣代表植松外四名、各地代表と共に上京、運動開始。
  - 一、同年五月八日 新農相島田俊雄大臣に依り該法案再度議會上提さる。
  - 一、同年五月二十五日 該法案も遂に附帶決議希望條件付で貴衆兩院通過す。
  - 一、同年七月 全、米、聯、幹事會開催、本縣植松參加す。
  - 一、同年十一月 全、米、聯、幹事會並商權擁護聯盟協議會に植松出席す。
  - 一、昭和十三年十一月十七日 全國米穀商商業組合協議會に植松出席。
  - 一、同年十二月二十六日 有馬農林大臣より日本米穀株式會社法案要綱發表さる。
  - 一、昭和十四年一月四日 近衛内閣更迭、平沼内閣成立に依り櫻内幸雄氏農林大臣に就任さる。

- 一、同年一月十二日 大阪商工會議所に於て、商業組合中央會主催に依る全國米穀商業組合聯合會結成の件並に日本米穀株式會社法案に對する協議會に植松、松山外出席す。
- 一、同年二月四日 奈良縣米穀商組合聯合會事務所に於て、二月六日の全國米穀商大會に出席の件協議す。
- 一、同年二月六日 全國米穀商大會、東京、上野自治會館に開催さる、本縣出席者植松、全國參加者參千餘名。
- 一、同年二月八日 全國米穀商聯盟（略稱全、米、商、聯）結成さる。參加團體、全國米穀商組合聯合會、全國米穀商卸商業組合聯盟、同小賣商業組合聯盟の三團體。
- 一、同年二月二十二日 第二回全國米穀商大會青山青年會館に於て開催さる、本縣參加者生駒支部、忍田、全國參加者四千餘名。
- 一、同年二月二十二日 米穀配給統制法案要綱、農林省より發表さる。
- 一、同年二月二十五日 該法案要綱に依る米穀業者への影響を全米、商、聯、本部より發表す。
- 一、同年二月二十六日 同じく該法案反對の根本理由を表明す。
- 一、同年三月一日 奈良縣米、聯、事務所に於て、支部長及有志の協議會を開く。
- 一、同年三月六日 縣下米穀商大會、決議陳情書作成、各關係要路へ發送す。
- 一、同年三月六日 全國米穀配給統制法案衆議院本會議に上提さる。質疑應答の結果參拾六名の委員附託となる。
- 一、同年三月七日 奈良縣、米、聯、事務所に實行委員會を開き上京者の運動日程を決す。
- 一、同年三月十三日 上京委員植松歸縣、中間報告を兼ね、縣、米、聯協議會を開く。
- 一、同年三月十八日 該法案一部修正の上、衆議院通過す。
- 一、同年三月十九日 貴族院へ廻付、同日本會議に上提、質疑應答の上、貳拾五名の委員に附託さる。
- 一、同年三月二十日 全國白米商大會、上野、自治會館に於て開かる、本縣參加者、植松外八名、全國參加參千餘名。
- 一、同年三月二十五日 該法案貴族院にて衆議院修正通り可決、斯くて、貴衆兩院通過す。
- 一、同年三月二十五日 目黒雅叙園に於て滯京者全國代表の協議會を開き聲明書を發表す。
- 一、同年三月二十六日 滯京者一同退京歸縣。
- 一、同年四月二日 奈良縣、米、聯事務所に於て今後の對策協議會を開き、會計報告並に滯京日誌作成の件を決す。

反對運動滯京費用  
收支計算報告

| 収入ノ部         |       | 支出ノ部    |       |
|--------------|-------|---------|-------|
| 一、奈良市支部負擔金   | 七五〇〇  | 一、滯京費用  |       |
| 一、添上郡支部負擔金   | 四〇〇〇  | (イ)旅館支拂 |       |
| 一、生駒郡支部負擔金   | 一〇〇〇〇 | 宿泊料     | 一八九〇〇 |
| 一、山邊郡支部負擔金   | 四〇〇〇  | 上京者朝夕食費 | 三三三〇  |
| 一、磯城郡中部支部負擔金 | 三三〇〇  | 旅館女中心付  | 二七〇〇〇 |
| 一、磯城郡東部支部負擔金 | 三三〇〇  | 官報代     | 七〇〇   |
| 一、高市郡支部負擔金   | 五〇〇〇  | 新聞代     | 二〇〇   |
| 一、北葛城郡支部負擔金  | 一〇〇〇〇 | 電話料     | 五四〇   |
| 一、南葛城郡支部負擔金  | 四〇〇〇  | 四錢切手四枚代 | 一六    |
| 一、吉野郡支部負擔金   | 三〇〇〇  | 雜費      | 六七五   |
|              |       | (ロ)其他   |       |
|              |       | 書食代     | 三六〇〇  |
|              |       | 電車賃     | 三〇〇〇  |
|              |       | タクシー代   | 一〇六九  |
|              |       | 電話料     | 九〇    |
|              |       | 電報料     | 四一八   |
|              |       | 二、事務所費  |       |
|              |       | 郵税代     | 七三九   |
|              |       | 電話料     | 一六〇   |

| 収入ノ部      |       | 支出ノ部    |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 一、其他支部負擔金 | 一〇〇〇〇 | 半紙代     | 三〇〇   |
| 合計        | 六五〇〇〇 | 封筒代     | 六〇〇   |
|           |       | 謄寫版用原紙代 | 九〇    |
|           |       | 木炭一俵代   | 一七〇   |
|           |       | 協議會費    | 一六五〇  |
|           |       | 雜報費     | 四三八   |
|           |       | 電報料     | 二五〇   |
|           |       | 三、剩餘金   |       |
|           |       | 徵收見込金   | 一五八六六 |
|           |       | 合計      | 六五〇〇〇 |

剩餘金處分、追加徵收、收支豫算

| 収入ノ部    |       | 支出ノ部      |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 滯京費用剩餘金 | 一五八六六 | 上京者實費交付金  | 二四〇〇〇 |
| 未納金     | 一〇〇〇〇 | 本部(東京)負擔金 | 六四〇〇〇 |
| 追加徵收金   | 二六〇〇〇 | 今後運動資金    | 二四六六  |
| 合計      | 五八六六六 | 合計        | 五八六六六 |

米穀配給統制法案

(小字及——ハ衆議院ノ修正ナリ)

〇米穀配給統制法

第一條 米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行ハントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル者命令ノ定ムル所ニ依リ正當ノ事由ナクシテ業務ヲ開始セザルトキ又ハ其ノ業務ヲ休止シタルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三條 政府第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第四條 政府ハ〇米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者ニ對シ

〇適合ノ定ムル所ニ依リニ認ムル  
〇米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

政府必要ト認ムルトキハ何時ニテモ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ命ジ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第五條 米穀市場ハ日本米穀株式會社ニ限リ之ヲ開設スルコトヲ得

日本米穀株式會社米穀市場ヲ開設セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市場毎ニ政府ノ認可ヲ受クベシ

何人ト雖モ米穀市場ニ類似ノ施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リ取引ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 米穀市場ノ賣買取引ハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ但シ履行期ニ於ケル決済ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

日本米穀株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

米穀市場ノ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシメ又ハ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

米穀市場ノ賣買取引ノ方法其ノ他賣買取引ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 米穀市場ノ賣買取引ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制法第二條ノ最低價格及最高價格ニ準據シテ定ムル價格ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八條 米穀市場ノ賣買取引ハ其ノ市場ノ市場員ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

市場員タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ免許ヲ受クベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條第二項ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ非ザル者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年ヲ經過スルニ至ル迄ノ者

四 米穀市場ノ市場員ニシテ除名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セザルモノ

五 第二十條ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレ  
取消ノ日ヨリ三年ヲ經過セザルモノ

六 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セ  
ザル未成年者又ハ禁治産者ニシテ其ノ法  
定代理人ガ前各號ノ一ニ該當スルモノ

七 法人ニシテ其ノ業務ヲ執行スル役員中  
第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者アル  
モノ

第十條 米穀市場ノ市場員前條第一號乃至第  
四號、第六號若ハ第七號ニ該當スルニ至ル  
タルトキ又ハ日本米穀株式會社ノ役員ト爲  
リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ免許ハ  
其ノ效力ヲ失フ

政府ハ不正ノ手段ニ依リ第八條第二項ノ免  
許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキ  
ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十一條 本法ニ規定スルモノノ外市場員ノ  
資格其ノ他市場員ニ關シ必要ナル事項ハ勅  
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 市場員ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日  
本米穀株式會社ニ身元保證金ヲ納付スベシ

第十三條 日本米穀株式會社ハ米穀市場ノ秩  
序ヲ保持スル爲メ定款ノ定ムル所ニ依リ市場  
員ノ業務ヲ停止シ、千圓以内ノ過意金ヲ課

シ又ハ政府ノ認可ヲ受ケ市場員ヲ除名スル  
コトヲ得

第十四條 市場員ハ業務ヲ廢止シタル後ト雖  
モ米穀市場ノ賣買取引ノ了及監督ノ目的  
ノ範圍内ニ於テハ取引了後二週間ヲ經過  
スル迄仍業務ヲ廢止セザルモノト看做ス

市場員死亡シ若ハ解散シ又ハ其ノ免許ガ取  
消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ米  
穀市場ノ賣買取引ノ了ニ至ル迄亦前項ニ  
同ジ

前二項ノ場合ニ於テ市場員ノ行爲ヲ爲ス者  
ナキトキハ日本米穀株式會社ハ定款ノ定ム  
ル所ニ依リ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシム  
ルコトヲ得

第十五條 市場員ハ其ノ米穀市場ニ依ラズシ  
テ米穀ノ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ズ但シ勅  
令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

前項但書ノ場合ニ於ケル米穀ノ賣買取引ニ  
關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 市場員ハ委託ヲ受ケタル米穀市場  
ノ賣買取引ニ付米穀市場ニ於テ其ノ賣付、  
買付又ハ受渡ヲ爲サズシテ之ヲ爲シタルト  
同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其

ノ決済ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シタル市場員ハ日本米穀  
株式會社定款ノ定ムル所ニ依リ之ニ二週間  
以上業務停止ヲ命ジ又ハ之ヲ除名スベシ

第十七條 日本米穀株式會社ハ政府ノ認可ヲ  
受ケ米穀市場ノ賣買取引ノ違約ヨリ生ズル  
損害ニ付賠償ノ責ニ任ズルコトヲ得

日本米穀株式會社前項ノ規定ニ依リ損害ヲ  
賠償シタルトキハ違約者ニ對シ其ノ賠償シ  
タル金額及之ニ要シタル費用ニ付求償權ヲ  
有ス

第十八條 日本米穀株式會社ハ證據金及身元  
保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

市場員ニ對シ米穀市場ノ賣買取引ノ委託ヲ  
爲シタル者ハ委託契約ニ基キテ生ズル債權  
ニ關シ其ノ市場員ノ身元保證金ニ付他ノ債  
權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第一項ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先  
ノ效力ヲ有ス

第十九條 政府ハ市場員ニ對シ米穀市場ノ賣  
買取引ニ關シ米穀ノ配給統制上必要ナル命  
令ヲ爲スコトヲ得

政府必要ト認ムルトキハ何時ニテモ市場員  
ニ對シ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ命ジ又ハ

市場員ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第二十條 政府市場員ノ行爲ガ本法若ハ本法  
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處  
分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞  
アリト認ムルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ  
其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第二十一條 日本米穀株式會社ハ米穀ノ配給  
ノ統制ヲ圖ル爲メ必要ナル事業ヲ營ムコトヲ  
目的トスル株式會社トス

第二十二條 日本米穀株式會社ノ資本ハ三千  
萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加ス  
ルコトヲ得

第二十三條 日本米穀株式會社ノ株式ハ記名  
式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國  
法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役  
員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決  
權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザ  
ルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二十四條 政府ハ千五百圓ヲ限リ日本米  
穀株式會社ニ出資スベシ

前項ノ規定ニ依ル出資拂込金ハ米穀需給特  
別會計ノ歲出トシ該出資ニ因リ政府ノ取得  
シタル株式ハ同特別會計ノ所屬物件トス

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式

ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第二十五條 日本米穀株式會社ニ非ザルモノ  
ハ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ  
以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十六條 日本米穀株式會社ニ役員トシテ  
理事長副理事長各一人、理事五人以上及監  
事三人以上ヲ置ク

理事長ハ日本米穀株式會社ヲ代表シ其ノ業  
務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務  
ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行  
フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定  
ムル所ニ依リ日本米穀株式會社ノ業務ヲ分  
掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十七條 理事長及副理事長ハ政府之ヲ命  
ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認  
可ヲ受タルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期  
ヲ三年トス

日本米穀株式會社ヲ監督スル官廳ノ官吏タ  
リシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五箇年間に日本

米穀株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ  
主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルト  
キハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 理事長、副理事長及業務ヲ分掌  
スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコ  
トヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ  
此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 日本米穀株式會社ハ左ノ事業ヲ  
營ムモノトス

一 米穀市場ノ開設

二 政府ノ委託ニ依ル米穀ノ買入又ハ賣渡

三 前二項ノ事業ニ附帶スル事業

四 其ノ他本會社ノ目的達成上必要ナル事  
業

日本米穀株式會社ハ前項ノ事業ノ外勅令ノ  
定ムル所ニ依リ米穀市場開設ニ附帶シ麥、  
大豆其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲ賣買取引スル  
市場ヲ開設スルコトヲ得

前項ノ麥、大豆其ノ他ノ雜穀又ハ肥料ヲ賣  
買取引スル市場ニ於テハ其ノ賣買取引ニ付  
差金ノ授受ニ依リ決済ヲ爲スコトヲ得ズ

日本米穀株式會社第一項第三號若ハ第四號  
又ハ第二項ノ事業ヲ營ムントスルトキハ政

府ノ認可ヲ受クベシ  
日本米穀株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ  
全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ  
得ズ

第三十條 日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用  
人ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外何人  
ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ米穀市場ノ賣買  
取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ  
日本米穀株式會社ノ役員又ハ使用人ハ市場  
員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他  
市場員ノ業務ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル  
コトヲ得ズ

第三十一條 政府ハ日本米穀株式會社ノ業務  
ヲ監督ス  
第三十二條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社  
債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可  
ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
第三十三條 政府ハ日本米穀株式會社ノ業務  
ヲ置キ日本米穀株式會社ノ業務ヲ監視セシ  
ム

日本米穀株式會社ノ監理官ハ何時ニテモ日本  
米穀株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物  
件ヲ検査スルコトヲ得

日本米穀株式會社ノ監理官必要ト認ムルトキ  
ハ何時ニテモ日本米穀株式會社ニ命ジ業務  
ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムル  
コトヲ得  
日本米穀株式會社ノ監理官ハ株主總會其ノ他  
諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ  
得

第三十四條 日本米穀株式會社ハ每營業年度  
ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外  
ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ  
對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所  
有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ  
要セズ  
日本米穀株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配  
當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有  
スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分  
ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外  
ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割  
合ヲ超ニ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其  
ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ  
付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達  
スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込  
ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込  
ミタル株金額ニ對シ一ト四トノ割合ヲ以テ

能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス  
第四十四條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ  
交付シ又ハ提供シ若ハ約束シタル者ハ一年  
以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其  
ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得  
第四十五條 米穀市場ニ於ケル相場ノ變動ヲ  
圖ル目的ヲ以テ虛偽ノ風説ヲ流布シ、偽計  
ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二  
年以下ノ懲役又ハ五千元以下ノ罰金ニ處ス  
第四十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一  
年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス  
一 米穀市場ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シ  
タル者  
二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ相場  
ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ之ヲ頒布  
シタル者  
第四十七條 米穀市場ニ依ラズシテ米穀市場  
ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲  
ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千元  
以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ  
規定ノ適用ヲ妨グズ

第四十八條 米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代  
理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ其ノ代理人、

之ヲ配當スベシ  
第三十五條 政府ハ日本米穀株式會社ニ對シ  
米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコト  
ヲ得  
政府ハ日本米穀株式會社ニ對シ其ノ業務及  
財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ検査ヲ爲  
シメ、其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分  
ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 政府ハ日本米穀株式會社ノ決議  
又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス  
處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ  
害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ノ取消  
シ、役員ノ解任又ハ事業ノ停止若ハ禁止ヲ  
爲スコトヲ得  
第三十七條 米穀市場ニ類似ノ施設ヲ爲シタ  
ル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千元以下ノ罰  
金ニ處ス  
第三十八條 米穀市場ニ類似ノ施設ニ依リ取  
引ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
第三十九條 第三十條第一項ノ規定ニ違反シ  
タル者又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シ市場  
員トノ間ニ特別ノ利害關係ヲ生ズルコトヲ  
目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ五千元以下

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カスルコ  
トヲ得ズ  
第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ  
其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ  
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人  
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ  
該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ  
行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ  
過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ  
係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス  
ルコト亦同ジ  
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依  
リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
受ケザルトキ  
二 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ  
三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

ノ罰金ニ處ス  
第四十條 第一條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケ  
ズシテ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若  
ハ媒介ノ業務ヲ行ヒタル者ハ三千元以下ノ  
罰金ニ處ス  
第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第三條ノ規定ニ依ル制限又ハ停止ノ處  
分ニ違反シタル者  
二 第四條第一項又ハ第十九條第一項ノ規  
定ニ依ル命令ニ違反シタル者  
第四十二條 第四條第二項又ハ第十九條第二  
項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避  
シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 日本米穀株式會社ノ役員又ハ使  
用人米穀市場ノ賣買取引又ハ政府ノ委託ニ  
依ル米穀ノ買入若ハ賣渡ニ關スル職務ニ關  
シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シ  
タルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千元以下  
ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲サザルト  
キハ三年以下ノ懲役又ハ五千元以下ノ罰金  
ニ處ス  
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒  
收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト

能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス  
第四十四條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ  
交付シ又ハ提供シ若ハ約束シタル者ハ一年  
以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其  
ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得  
第四十五條 米穀市場ニ於ケル相場ノ變動ヲ  
圖ル目的ヲ以テ虛偽ノ風説ヲ流布シ、偽計  
ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二  
年以下ノ懲役又ハ五千元以下ノ罰金ニ處ス  
第四十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一  
年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス  
一 米穀市場ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シ  
タル者  
二 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ相場  
ヲ記載シタル文書ヲ作成シ又ハ之ヲ頒布  
シタル者  
第四十七條 米穀市場ニ依ラズシテ米穀市場  
ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲  
ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千元  
以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ  
規定ノ適用ヲ妨グズ

第四十八條 米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代  
理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ其ノ代理人、

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カスルコ  
トヲ得ズ  
第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ  
其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ  
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人  
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ  
該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ  
行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ  
過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ  
係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス  
ルコト亦同ジ  
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依  
リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
受ケザルトキ  
二 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ  
三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カスルコ  
トヲ得ズ  
第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ  
其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ  
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人  
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ  
該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ  
行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ  
過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ  
係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス  
ルコト亦同ジ  
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依  
リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
受ケザルトキ  
二 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ  
三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カスルコ  
トヲ得ズ  
第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ  
其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ  
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人  
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ  
該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ  
行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ  
過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ  
係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス  
ルコト亦同ジ  
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依  
リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
受ケザルトキ  
二 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ  
三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ第四十條又ハ第四十一條  
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ  
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カスルコ  
トヲ得ズ  
第四十九條 第四十條及第四十一條ノ罰則ハ  
其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ  
他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人  
ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第五十條 日本米穀株式會社左ノ各號ノ一ニ  
該當スルトキハ理事長又ハ理事長ノ職務ヲ  
行ヒ若ハ代理スル副理事長ヲ五千圓以下ノ  
過料ニ處ス副理事長又ハ理事ノ分掌業務ニ  
係ルトキハ副理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス  
ルコト亦同ジ  
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依  
リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ  
受ケザルトキ  
二 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ  
依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ  
三 第三十五條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

ニ違反シタルトキ

日本米穀株式會社ノ理事長、副理事長又ハ理事第二十八條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十一條 第二十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第五十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

第五十三條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本米穀株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ株主ヲ募集スベシ

株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ  
設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ  
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

創立總會ニ於テハ第二十七條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本米穀株式會社理事長ニ引渡スベシ

第五十五條 取引所法ハ米穀ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定施行前米穀ノ賣買取引ヲ爲ス取引所ニ於テ爲シタル米穀ノ賣買取引ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ得

第一項ノ規定施行前米穀ニ關スル行爲ニシテ取引所法ノ罰則ヲ適用スベカリシモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條 日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ米穀ヲ賣買取引スル取引所又ハ正米市場開設者ガ本法公布ノ際現ニ所有スル土地、建物其ノ他ノ設備ヲ其ノ申込ニ應ジ買取ルモノトス

日本米穀株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

政府ノ認可ヲ受ケ本法公布ノ際現ニ存スル米穀ヲ賣買取引スル取引所ノ使用人及取引員ニシテ前條ノ規定施行ノ日迄引續キ其ノ業務ニ從事スルモノニ關シ必要ナル措置ヲ爲スモノトス

政府前二項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ米穀取引事業審議委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

米穀取引事業審議委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 日本米穀株式會社前條第一項ニ

規定スル買取ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得ニ付登記ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ不動産ノ價格ノ千分ノ三トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ本法ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本米穀株式會社ニ對シ前條第一項ニ規定スル買取ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ  
第五十八條 第二十五條ノ規定施行ノ際現ニ日本米穀株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以

テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施行後六月以內ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第五十一條ノ規定ハ前項ノ期間內之ヲ前項ニ掲グル者ニ掲グル者ニ適用セズ

第五十九條 昭和十四年四月一日現ニ第一條ノ規定施行ノ際現ニ同條

ノ許可ヲ受クベキ米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第六十條 取引所稅法中第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條ノ二 日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ヲ除クノ外日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ヲ取引所、

其ノ市場員ヲ取引員ト看做シ本法中取引稅ニ關スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ第五條第一項ノ規定ニ拘ラズ賣買各約定金高ニ對シ萬分ノ二ニ稅率ニ依ル

米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ル賣買

取引ニシテ第一項ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ第十七條ノ二ノ例ニ依ル

議會速記録より!!

○子爵大河内輝君 次ニ伺イタイノハ産業

組合ノ建前デアリマス、之ガ市場員ニナツテ居リマス爲ニ、一部ニ於テ非常ナ脅威ヲ感ジテ居ルコトハ事實デアリマス、此ノ點ハ私ハ素人デ一向分リマセヌ、ドウカ一般ニ安心ガ出來マスルヤウニ、決シテ是ガ斯ウ云フ建前ニナツテ居ツテモ、外ノ者ハ安心シテ可ナリト云フコトヲ一ツ御説明願ヒタイ、即チ市場員ニナツテ居ツテモ、商人ノ側ニ於テハ安心シテ其ノ業務ニ從事スルコトガ出來ル、サウ云フ建前デアルト云フコトヲ何ヘバ宜イ、是ハ決シテ農林省ノ政策ダトカ希望ダトカ云フコトヲ何フノデハナイ、法ノ建前ヲ何フノデアリマスカラ、其ノ御積リデ御答ヲ願ヒタイ尙伺ヒタイコトモアリマスガ、ソレヲ何ツタ上ニ致シマス

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(櫻内幸雄君) 大河内子爵ノ御質問ニ對シテ御答ヘ致シマス、ソレカラ産業組

合員ガ市場員トナル結果、米穀取引所ガ不安ヲ懷イテ居ルヤウデアルガ、此ノ點ニ付テドウデアアルカト云フ御質問デアツタと思ヒマス、御承知ノ通り産業組合ノ販賣組合ハ、農村各個々ノ米ノ委託ヲ受ケテ市場ニ販賣スル任務ヲ持ツテ居ルノデアリマス、即チ一人々々デ所有スル米ヲ賣ルコトヲ致サズシテ、各村ニ於テ有志ノ者ガ此ノ組合員ニナリマシテ、其ノ米ヲ纏メテ賣ルト、其ノ販賣組合ガ委託ヲ受ケテ賣ルト云フコトニナツテ居ルノデアリマシテ、今日現在ノ日本ノ生産額ノ相當ノ數量ヲ此ノ組合ニ於テ取扱ツテ居リマス、而シテ此ノ販賣組合ハ市中ニ於テモ賣ツテ居リマスガ、同時ニ市場ノ方ニモ賣リ、又米穀取扱業者ニモ販賣致シテ居ルノデアリマス、デ今日ハ取引所ノ所員、取引仲買人若シクハ米穀市場員ニナツテハ居リマセヌケレドモ、此ノ方面ニモ或數量ヲ賣ツテ居ルノデアリマス、即チ仲買人及取扱業者ノ手ヲ經テ市場ニ賣リ得ルノデアリマス、從ヒマシテ此ノ度此ノ機構ヲ改正シテ組織ヲ改メマシタ結果、是ガ市場員ニナリマシテモ、從來仲買人若シクハ米穀取扱商人ノ手ヲ經テ賣ツタノト何等違フ所ハナイノデアツテ、唯一人ノ仲介

業者が減つて、直接ニ其ノ市場ニ於テ賣リ得ルト云フダケノ違ガアルノデアリマス、從ヒマシテ多少農民ト致シマシテハ之ニ依ツテ便利ヲ得ルコトハ當然デアリマス、デ此ノ打撃ガ米穀取扱業ニ如何ナル程度ニ於テ與ヘルカ、斯ウ云フコトニ付キマシテ世間議論ヲ致ス人ガアリマスガ、私共之ニ付キマシテハ左様ナル影響ハナト考ヘマス、何故ナラバ從來ハ取引所ト云フモノト、正米市場ト二ツノ市場デ取扱ツテ居リマシタノヲ、此ノ度ハ一ツノ市場ニ併セマス、即チ市場ガ單一化スル譯デアリマス、サウシテ從來取引所ニ於テ、清算市場ニ於テ取引シテ居ツタモノモ、此ノ市場ニ於テ實米ヲ賣買スルコトニナリマスガ故ニ、此ノ點ニ付キマシテハ大イニ此ノ市場性ト云フモノガ擴大サレルノデアリマス、殊ニ荷受或ハ其ノ他ニ付キマシテ、此ノ會社ガ市場員ニ對シテ非常ニ便宜ヲ與ヘルヤウナ方法ヲ講ジテアアリマスガ故ニ、勢ヒ此ノ市場ニ集中スル米ガ多數ニ上ツテ參リマス、況ヤ若シ臺灣米ヲ取扱ヒマスとか、朝鮮米ヲ取扱ヒマスとかニナリマスレバ、是等ノ米モ亦市場ニ集ツテ來マシテ、是等ノ米穀取扱業者ノ手ヲ煩ハスコトニナルノデアリマスカラ、數

輩ハ殖エテ參リマス、殊ニ現在ノ米穀取扱業者ノ諸君ハ、産業組合ノ販賣組合ガ全國ニ於テ取扱ツテ居ル數量ノ數倍ト云フモノノ多額ヲ、各地方カラ集メル機構ヲ御持チニナツテ居ルノデアリマシテ、其ノ機構ハ必シモ變ハラナイノデアリマスガ故ニ、矢張り從來通り集荷サレルノデアリマシテ、少シモ不便ガナイト思ヒマス、要シマスルノニ、此ノ市場ガ出來マシテ雙方兩々相俟ツテ參リマシタラバ、恐ラク却テ成績ニハ好イヤウナ結果ヲ持チ來タラスノデハナカラウカ、斯様ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、一應御答ヘ致シマス

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

◇子爵大河内輝耕君 産業組合ガ重大デアルト云フコトハ何人モ認メル所デアリマス、殊ニ又産業組合ガナケレバ農民ノ利益ヲ保護ハ出來ナイ、公正ナ價格デ販賣ガ出來ナイト云フコトハ是ハ何人モ認メル所デゴザイマス、併シナガラ此ノ特權ヲ産業組合ガ濫用致シマシテ、外ノヤラナクテモ宜イヤウナ所ヘ入り込ンデ來ルト云フコトニナレバ、是ハドウシテモ防止致サナケレバナラナイ、ドウモ此ノ市場員ニナリマスト云フコトニ付テハ私ハ多

大ノ疑ヲ持ツテ居ル、之ニ付キマシテハ何トカ善處サレル必要ガアリハシナイカ、勿論櫻内大臣ノ御方針ハ總親和ト云フコトヲ能ク承知シテ居ル、御在職中ハ變ナコトハナイダラウト云フコトハ考ヘテ居リマス、併シドシナ當局ガ又舞込ンデ來ナイトモ限ラヌ、サウ云フ場合ニ斯ウ云フ建前ニシテ置クコトニナレバ、結局米穀商ト云フ者ハジリリ地位ヲ失ツテ來テ、無クナツテシマフ、私ハ何モ米穀商ノ保護ヲ言ツテ居ル譯デアリマセヌケレドモ、米穀商ト云フモノハ配給ノ一ツノ貯水池デアル、是ガアリマセヌケレバ圓滿ナル配給ガ出來ナイ、直チニ生産者カラ直接ニ消費者ガ買ツタラ宜イヂヤナイカト云フ議論ガ能クアリマスケレドモ、是ハ矢張り水道ニ貯水池ガ必要ナノト同ジコトデアル、ドウシテモ貯水池ヲ安全ニシテ置キマセヌケト洪水ニナツタリ、斷水ニナツタリ致シマス、官業ノ配給ガウマク行カナイノハソレデアアル、ドウシテモ立派ナ貯水池ガナケレバイケマセヌガ、只今ノ此ノ法ノ建前デハ、ソレハ運用宜シキヲ得レバ無論宜シウゴザイマセウ、宜シウゴザイマセウガ市場員ニ入ツテ居ルト云フコトニナリマスト云フト、ソコノ點ハ濫用スレバ、

米穀商ナント云フ者ハ何モ立ツテ行カナイ、片方ハ特權ヲ持ツテ振廻シテ掛カル、税モ何モノイ、一方ハ重イ税ヲ背負ツテ居ル、税ハ何處迄加重サレルカ分ラナイ、ソレヲ素手デ開ヘト言ツテモ出來ルモノデナイ、結局只今ノ配給機關ト云フモノハ減茶々々ニ壞サレルト云フコトニ最後ハナル、ドウセサウ言ハザルヲ得ナイ、ソレト産業組合ノ問題ハ是バカイリデハゴザイマス、色々ナコトモゴザマセウ、ソレデ私ハ此處デ農林大臣、商工大臣ニ御質問ヲ致シタイ、寧ろ斯ウ云フヤウナ場合ハ、斯ウ云フコトヲ言ツテ居ル人ガアル、産業組合ハ産業組合デ宜シイガ、米穀商ノ方ハ米穀商ノ方デ一ツノ組合ヲ作ツタラドウカ、サウシテ兩々手ヲ相携ヘテ公正ナリト信ズル所ノ價格ニ依ツテ、産業組合ガ商業組合ニ讓渡シ、サウシテ其ノ商業組合ガ市場員ニナルナリ、或ハ問屋ニ賣ルナリシタナラバ、ソレデ兩方行キハシナイカ、一方ハ農民ノ保護ニナリ、一方ハ商人ノ保護ニナル、サウシテ無論總親和デ行ク、又萬一對立シタヤウナ場合モ何方モ、兩方トモ團結デスカラ、片方ガ壓迫ヲ受ケルト云フコトハナイ、特權モ兩方同ジヤウニシテ置イタラ宜イト云フヤ

ウナコトヲ言ハレテ居ル御方モアル、兎ニ角此ノ問題ニ付キマシテハ、事極メテ慎重ナ調査ヲ要スルノデゴザイマス、何等カ御解決ノ途ガナケレバナルマイと思フ、此ノ點ニ付キマシテ農林大臣ト商工大臣ニ、ドウ云フ風ナ善後策ヲ執ラル、カ御意見ヲ伺ヒタイ

〔國務大臣櫻内幸雄君〕

販賣組合ガ市場員ニナルコトニ付キマシテ、御心配デアルヤウニ何フノデアリマスガ、見方ニ依リマシテ色々ナ議論モ立タウト考ヘマス、併シ今御話ノ如ク販賣組合ガ市場員ニナリマシテモ、ソレハ普通ノ市場員トハ異リマシテ、販賣組合ノ市場員ハ賣リ一方デアツテ、買フコトハ市場員ニ於テ出來ナイノデアリマス、即チ特別ナル取扱ヲ致シテ居ルノデアリマス、又米穀小賣商組合、商業組合、斯ウ云フ方々ガ市場員ニナラレマシタ場合ニハ是ハ買ヒ一方デアリマス、即チ消費者ノ方ニ直接當ル方ハ買ヒ一方、生産者カラ持出ス方ハ賣リ一方デアリマス、而シテ米穀取扱業者ハ其ノ間ニ於テ賣ルコトモ買フコトモ自由ニ操作ガ出來ルノデアリマス、デ一見致シマスレバ茲ニ大キナ生産者ガアツテ市場ヘ持ツテ來ル、又買フ方ハ聯

合シテ買フ、此ノ二ツダケデ宜イヂヤナイカト云フ議論モ相當起ルノデアリマス、併シナガラ實際問題トシテハ是ハ單純ニハ參リマセヌ、如何ナル場合ニ於テモ仲買ト云フモノガ成立ツノデアリマス、ドウ云フ商賣、ドウ云フ工業、ドウ云フ事業ニ於キマシテモ中間ノ商人ガアリマシテ、調節スル役目ヲ勤メテ居ルノデアリマス、即チ賣手ト買手ト間ニ立ツテ、而モ從來全國ノ移動米ノ七割モ八割モ取扱ツテ居ツタ米穀取扱業者ガ、今迄ノ消化機構即チ米ヲ集メル機構並ニ連絡關係、之ヲ利用致シマシテ、サウシテ自分デモ米ヲ集メル力ヲ持ツテ居リ、又自分モ米ヲ賣捌ク力ヲ持ツテ居ル、而シテ販賣組合、商業組合、其ノ間ニ立チマシテ市場ノ調節ヲ圖ルト云フコトニ相成リマスルノデ、私ハ茲ニ此ノ三ツガ抱合ツテ、眞ニ立派ナ市場ガ成立ツモノト考ヘルノデアリマス、今最後ニ御話ノ、米穀取扱業者ガ商業組合ヲ拵ヘテ之ニ加入シタラ一番宜イデハナイカト云フ御話デアリマスガ、誠ニ御尤デアリマス、恐ラクサウ云フコトモ起ルデアリマセウ、今日卸賣商同業組合トカ、色々ナ組合ガ出來テ居リマス、斯ウ云フ組合ノ人ガ、卸賣業者ノ組合ヲ拵ヘテ加入ス

ルト云フコトモ有リ得ルト思ヒマス、要スルニ賣ト買トバカリデハ、世ノ中ノコトハナカク成立タヌモノデアリマシテ、其ノ中ニ仲介ヲ爲スノガ即チ商人ノ本務デアリマシテ、此ノ三ツノモノヲ經メテ相互ニ協力シ調和ヲシテ、市場ノ發展ヲ致シ、以テ米穀政策ニ協力ヲ煩ハシタイト思フノガ本案ノ趣旨デゴザイマス、一應御答申上ゲマス

〔國務大臣八田嘉明君演壇ニ登ル〕

◇國務大臣(八田嘉明君) 只今ノ大河内子爵ノ御尋ニ付キマシテ、商工省トシテノ意見ヲ申上ゲタイト存ジマス、即チ米穀商ト産業組合ノ團體トノ市場員タル關係ニ於キマシテ、色々ノ不便ガ起ルノデハナイカト云フコトニ付テ御尋デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ只今農林大臣ヨリ續々御答ガアリマシタ通りデアリマス、御話ノ如ク生産者團體ノ一部ガ市場員トナルヤウナコトニ付キマシテ、或場合ニハ全然米穀商ニ影響スル所ナシト云フコトハ、必シモ斷言出來ナイト云フコトガ有リ得ルカモ知レヌト云フ御説ニ付キマシテ、私ハ能ク其ノ點ヲ拜聴致ス次第デアリマスガ此ノ點ニ付キマシテハ只今農林大臣ヨリ御述ニナリマシタル通り、此ノ法案ノ條項ニ

依リマシテ、相當取扱ノ數量等ニ付キマシテモ、或制限等モ行ヒ得ルノデアリマシテ、此ノ兩者ノ間ニ出來ルダケ摩擦ノナイヤウニ、萬全ノ策ヲ講ジタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、其ノ他ノ點ニ付キマシテハ全ク農林大臣ヨリ御答ノアリマシタル通りデアリマシテ、私モ總テ是等ノ團體ガソレノ相協調致シマシテ、各々其ノ本分ニ付テ、其ノ效果ヲ發揮致シマスルト共ニ、我が國ノ米穀統制ノ問題ニ付キマシテ、十分ナル協調ヲ惜マナイモノデアルト信ジテ居ルノデアリマス、御尋ノ中ニ、米穀業者ヲシテ組合ノ方法ニ依ツテ、今後米穀ノ統制ニ對シテ之ヲ活動サセルト云フコトニ付テハ、ドウ考ヘテ居ルカト云フヤウナ意味ノ御尋ネガアツタノデアリマスルガ、申上ゲル迄モナク此ノ法案ハ米穀ノ配給統制ヲ目標ト致シテ居リ、其ノ取扱ヲ米穀市場ニ主トシテ集中致シテ居ルノデアリマスガ、一方ニ於キマシテハ米穀取扱業者ニ許可制ヲ實施致シマスルノデ、必要ニ應ジマシテハ之ニ又統制命令ヲナスコトガ出來ルヤウナ次第デアアルコトハ御承知ノ通りデアリマス、併シナガラ此ノ法案並ニ米穀會社ダケ此ノ配給統制ノ目的ヲ完全ニ遂行スルト云フコト

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

ハ、ナカクムツカシイト考ヘルノデアリマス、申上ゲル迄モナク既ニ發動サレテ居リマスル所ノ米穀統制法、或ハ米穀自治管理法ト云フヤウナモノニ付キマシテ、十分之ガ運用ヲ期シマスルト共ニ、一方ニ於キマシテハ只今御指摘ニナリマシタル米穀取扱業者ノ團體、即チ組合ノ組織ニ依リマシテ之ガ運用ノ完備ヲ期スルコトガ、誠ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、御承知ノ通り既ニ商工省ニ於キマシテハ、米穀業者ヲシテ組合ヲ結成セシメラレマシテ、今日其ノ數ハ約五百ニ上ツテ居ルノデアリマス、今後此ノ點ニ付キマシテハ一層組合組織化ヲ強化、擴充致シマシテ、全國ニ互リマシテ米穀商ノ團體組織化ヲ強化致シマスルト共ニ、其ノ運用ニ依リマシテ本法ノ完備ヲ期シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、一應此ノ點ヲ御答申上ゲマス

◇子爵大河内輝耕君 兩大臣ノ御説明ニ依リマシテ、政府ノ御意見ノアル所ハ能ク分リマシタ、至ツテ穩健ヲ御意見デアアルト存ジマス、相剋摩擦ヲ避ケラレテ、穩健ナ方法ヲ以テ之ヲ運用シテ行カウ、斯ウ云フコトナラズ、私誤解ガアルトイケマセヌカラ申上ゲテ

既キマスガ、私ガ申上ゲタノハ私ノ確信デハゴザイマセヌ、確信デハゴザイマセヌガ、生産組合ガ市場ヘ進出スルコトハ良クナイカラ是ハ商業組合ノ方ヘ譲ツタラ宜カラウ、併シ兩組合ハ能ク協調シテ、サウシテ農民ノ利益モ十分ニ保護スルヤウナ方法ヲ執ツタラ宜カラウ、斯ウ云フコトヲ申シテ居ル、併シソレニ付テハ御答ハ要求致シマセヌ、唯何ヒタイノハ、期ウ云フコトヲ世間デ何ツテ居ル、只今御答ガナカッタカラ御尋ネ致スノデスガ、議會デモ濟ミマス、委員會デモ出來テ、其ノ問題ヲ十分根本的ニ審議サレルト云フコトヲ承ツテ居ル、サウ云フコトデアアルカドウカト云フコトト、又サウ云フ場合ニ付キマシテハ、其ノ人選ノ如キハ最モ公平ナ方法ヲ要スル、此ノ點ニ付テハ十分ニ御配慮ヲ願ヒタイ、サウ云フ御腹案デアアツタラ御示シテ願ヒタイ、今ノ問題ハ農林大臣カラ御答ヘ下スツテモ、商工大臣カラ御答ヘ下スツテモ、ドチラデモ宜シウゴザイマス、次ニ農林大臣ニ伺ヒタイノハ、誠ニ農林大臣ノ御考ハ穩當デアアツテ、サウナケレバナラナイ、併シ是ガ産業組合ノ當事者ニ徹底シテ居ルカト云フト、徹底シテ居ラナイ、或産業組合ノ首腦

者ノ如キハ、産業組合ハ社會ノ基礎ニナルノダト云フヤウナコトヲ、此ノ間「ラヂオ」デ放送シテ居ル、是レナドハ産業組合デ全國ヲ支配シヨウト云フ考ナノデアアル、飛ンデモナイ間違デアアル、産業組合ハ産業組合トシテ強化シナケレバナラヌ、基礎ハ固クナケレバナラヌ、勿論ノコトデアアル、併シ社會ノ基礎ニナルナドハ餘計ナコトデアアル、經濟團體トシテ其ノ本分ヲ全ウシテ居レバソレデ宜イ話デアアル、斯ウ云フ風ナ考ガアルト云フコトハ、誠ニ農林大臣ノ今ノ御考ガ徹底シナイ結果ナノデアアル、ソレデ一朝ニシテ之ヲ變ヘルト云フコトモムツカシイデアアリマセウガ、是ガ病源ノ一ツデアアル以上、多少産業組合ノ人事ノ上ニ對シテ、農林大臣ガ一考ヲ要セラレル必要ガアリハシナイカ、此ノ尊重スベキ産業組合ガ、何故ニ反對運動ナドヲ惹キ起シタカト云フコトハ、人其ノ人ヲ得ザル爲デアアル、此ノ點ニ付テ農林大臣ハドウ云フ風ニ御考ニナルカ、産業組合ノ健全ナル發達ト、又社會ニ於ケル相剋摩擦ヲ避ケルノ目的ヲ以テ、私ハ質問致スノデアリマス

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

◇國務大臣(櫻内幸雄君) 御質問ノ第一點ハ、産業組合並ニ米穀取扱業者其ノ他ノ關係ニ付テ、根本的ニ此ノ問題ヲ解決スル爲ニ、委員會デモ組織シテヤル考ガアルカドウカデアアルカト云フ御話デアリマシタガ、此ノ問題ニ付キマシテハ、世間ニ於テ産業組合ノ發達助成ヲ叫バレル聲、或ハ反對運動ノ聲、種々ナル聲モ聞キマスノデ、此ノ點モ考究ヲ致サナケレバナリマセヌケレドモ、是ト同時ニ中小農業者、中小商工業者、是等ノ人々ヲ相一貫シテ、其ノ生活ノ安定或ハ其ノ隆昌ヲ圖リ、若シ摩擦相剋ノ如キコトガアレバ、之ヲ排除致サナケレバナラヌト云フコトハ、今日十分注意致サナケレバナラヌ問題デアリマスガ故ニ、此ノ見地ニ立チマシテ、調査會ヲ設ケマシテ其ノ問題ノ根本的解決ニ對シ盡力ヲ致シタイト云フ考ハ持ツテ居リマス、併シマダ具體的ニ話合ガ濟ンデ居リマセヌノデ、此ノ席ニ於テ斯ウ云フ風ナ組織ニ依ツテ進ムト云フコトヲ申上ゲルコトノ出來ナイノヲ遺憾ト致シマス、次ニ産業組合ガ殆ド國家ヲ指導スルガ如キ立場ノヤウナコトヲ世間ニ放言ヲシテ居ルガ、其ノ産業組合ヲ管理スル人ノ人事ニ付テ相當ナ監督ヲ致スベキ管デアアルガ、農林大臣ハ其ノ點ニ付テ何ト考ヘルカ、斯樣

御質問ノ第一點

ハ、ナカクムツカシイト考ヘルノデアリマス、申上ゲル迄モナク既ニ發動サレテ居リマスル所ノ米穀統制法、或ハ米穀自治管理法ト云フヤウナモノニ付キマシテ、十分之ガ運用ヲ期シマスルト共ニ、一方ニ於キマシテハ只今御指摘ニナリマシタル米穀取扱業者ノ團體、即チ組合ノ組織ニ依リマシテ之ガ運用ノ完備ヲ期スルコトガ、誠ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、御承知ノ通り既ニ商工省ニ於キマシテハ、米穀業者ヲシテ組合ヲ結成セシメラレマシテ、今日其ノ數ハ約五百ニ上ツテ居ルノデアリマス、今後此ノ點ニ付キマシテハ一層組合組織化ヲ強化、擴充致シマシテ、全國ニ互リマシテ米穀商ノ團體組織化ヲ強化致シマスルト共ニ、其ノ運用ニ依リマシテ本法ノ完備ヲ期シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、一應此ノ點ヲ御答申上ゲマス

〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

ナ御話デアリマス、御承知ノ通り日本ノ産業組合ハ最早四十年ノ長キニ互ツテ農村ノ爲ニ非常ニ努力致シテ居リマシテ、相當貢獻ヲ致シテ居ルノデアリマス、私ハ衷心カラ其ノ圓滿穩健ナル發達ヲ希望致ス一人デアリマス、併シナガラ若シ此ノ産業組合ノ本旨ヲ離レテ、或ハ政治問題或ハ其ノ他ノ問題ニ足ヲ踏ミ入レテ、以テ本旨ヲ誤ルガ如キコトガアリ

本法案に依る米の配給の経路



- 1、正米市場デ産組ガ白米ノ販賣ヲスルト米屋ガ全滅出來ル
- 2、厚生省モ消費者團體ヲ助成シ補助金ヲモ交附セントシテ居ル

マシテハ、是ハ容易ナラザルコトデアリマスルガ故ニ、此ノ點ニ付キマシテハ十分ニ注意ヲ致スデアリマス、又其ノ人事ノ問題ニ付キマシテモ、私ハ出來ル限リ公正ナル立場ニ於テ其ノ指導ヲ致シテ行キタイ、斯様ニ信ジテ居ル次第デアリマスカラシテ、之ヲ御諒承ヲ御願ヒ致シマス

偶感

三郎記

一、昨今は何物に依らずク賣つて戴く時代だ。ク買つてやる時世でない。配給業者若し死滅して直接生産者より消費者へとなるならば、誰が一番得をし、誰が一番苦しむのか？

一、産業組合の中間手数料は最低に見積つて一石當り實に壹圓五拾錢、商人に依ると、家内總動員、朝から晩迄の共同作業と緊密な取引機關の連絡にて石當り僅かに七拾錢にし過ぎぬ。然も前者は免稅だ。後者は立派に稅を負担して生業を營んで居る。何れが中間搾取？

一、何處迄も吾等は兩者間の油だ。油となつて圓滑に米の配給と言ふ機關車を故障なく運轉して行く處に眞の使命があるのだ。洋服と厚司と、何れが強いのか？ 理論と算盤と何れが實踐的？

一、百姓は百姓、商人は商人、官吏は官吏「らしく」であるべきやう」之でこそ總親和だ。吾等は吾等の脚下を照顧して、お互ひが眞劍に生き抜く方法を考へやう。

大和は大和で立派な共同體を組織して一人々々が總動員だ。

一、結局はク人々だ。ク立派な人々その人の仰を蒙りて、ひたむきに信じて進んで行かうではないか。

各方面ニ陳情シテ政府ノ明答ヲ得タカツタ要點ハ左記デアル

一、六十九帝國議會ニ於テ島田農林大臣ハ昭和十年次官通牒ニ依リ産組ノ白米進出ヲ抑止シ米穀業者ニ實害ヲ與ヘヌヨウニスルト言明シテ居ルガ、其ノ後全國各府縣ニ於テ産組ノ白米進出顯著ニシテ米穀業者ヲ脅威シツ、アルニ拘ラズ、各府縣當局ハ法律ニ許サレテアルノデ之ヲ抑止スル方法ナシト稱ス大臣ノ言明ト次官通牒ハ空文化シタノデアルカラ、産組ノ白米販賣抑止ニ付テハ法律ヲ設ケラレタキコト

一、六十九議會ニ於テ島田農林大臣ハ産組ノ違法脱法ヲ嚴重ニ取締營利化ヲ排除シ健全ナル發達ヲ圖ルト共ニ米穀ノ販賣ニ付調整ヲ行ヒ相剋ヲ艾除スルト言明シテ居ルガ、其ノ後産組ノ不當進出ニ依リ全國各府縣ニ相剋ヲ惹起シテ居ルガ未ダ一回モ調整ヲ圖リタル事實ナキニ依リ之ヲ法律ヲ設ケテ調整ヲ圖ラレタキコト

一、農林事務當局ハ販賣組合ノ白米販賣ヲ止スル方針ノ下ニ現在ノ既得權ヲ認メ許可制度トスルト稱シ居ルモ全國ノ産組ハ購買販賣ヲ兼テ居ルノデ施設モ役職員モ同一デアリ既

得權ヲ認定スルニ困難ナル實情ニアルノミナラズ、何レノ販賣組合モ既得權ヲ得ントシテ例外ナク白米販賣ニ進出スルニ至ル怖レアルヲ以テ之ガ禁止ヲ要望スルモノナリ

一、現農林大臣ハ米穀業者代表ヲ招致シ本法ノ成立ニ依リ米穀業ト産業組合ノ分野ヲ定メ相剋ヲ起サヌヨウニスルト言明アリタルモ本法中双方ノ分野ヲ定ムルノ規定ナキニ依リ之ガ有効適切ナル規定ヲ設ケラレタキコト

一、産業組合法十一條勅令ニ規定セラレタル産業組合本來ノ精神ハ組合員ノ利益ヲ擁護スルキモノデ積極的ニ利益ノ追求ガ營利化トシテ非難サル、所デアル、故ニ産組ノ市場員トシテ利益追求ノ尖端ヲ行カシムルハ其ノ最モ弊害アル營利化ヲ公認スルモノデアアル、假リニ農林當局ノ言明スル如ク市場員タルコトガ營利化ニ非ズトセバ、營利化トハ如何ナル行爲ヲ標準トスルモノナリヤヤ問フモノデアアル之吾人ノ産組ノ市場員タルコトニ反對スル理由ナリ

一、本法第一條中「但シ勅令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限リニ在ラズ」ト規定シ許可ヲ要セ

ズ米穀ノ配給ヲ行フモノアルヲ明ラカニシテ居ルガ此ノ許可ヲ要セズシテ米穀ノ配給ヲ行フモノハ法二條、法三條、法四條第二項ノ義務拘束ナク、許可ヲ有スル我等ヨリ本法ノ拘束ヲ受ケズ、故ニ本法發動セラル、場合ハ吾人ハ其ノ拘束ニ依リ大脅威ヲ受クルニ至ルモノデアルカラ、米穀ノ配給ヲ行フモノハ平等ノ立場ニ置カレ度キコト

一、法第四條中「米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」ト規定シ政府ハ販賣ニ付適正ナル價格ヲ以テ取引ヲ行ハシムル強制力ヲ有スルハ勿論デアアル政府ガ決定シタル價格ニ依リ販賣ヲ行ハシメ尙且無稅ノ消費購買組合ヲ助成スルハ業者ヲ脅威スルノミニシテ無用ノ長物デアアル、茲ニ吾人ハ消費者ノ團體ニ對シ特典ヲ廢止スルカ又ハ禁止ヲ至當ト認ムルモノデアアル

一、法第四條中「米穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」ト規定シ更ニ法第四十一條ニ依リ罰則ヲ付シテ強化シテ居ルカラ許可ヲ有スル米穀業者ハ此ノ命令ガ米穀配給ノ實情ニ暗ク机上ノ立法技術ニ捉ハレル官吏ノ委任事項トナツテ居ル所ニ米穀業者ノ恐怖スル點ガアル

一、法七條ノ規定ハ本法ノ根幹ヲ爲スモノデアリ且米穀實情ニ照ラシ實行困難ノ事情ガアル即チ米穀ハ生産地又ハ種類ニ依リ品質ヲ異ニシ、食味ニ付キ相違ガアル、故ニ値段ニ於テモ一石五六圓以上ノ相違ヲ來スコトガアリ殊ニ酒造米等ハ最高價トシテ利用セラレテ居ルガ、統制法ニ依ル最低價格ハ之等利用價值ヲ無視シテ決定サレテ居ル所ニ生産者ノ不滿ト生産ノ減退及品質改良ノ障害トナル虞レアリト認ム

一、法第十五條第二項中ニ掲ゲタル米穀市場ノ類似ノ施設ニ依リ取引ヲ爲スコトヲ禁止シテ居ルガ全國各地ニ於テハ商業者ノ團體ハ正米市場類似ノ方法ニ依リ生産者ヨリ買入レテ行ツテ居ルガ、生産者ハ公正ナル價格ヲ賣レルノデ、之ヲ便利トシテ喜ンデ居ル此ノ類似行爲ニ對シテ地方實情ニ適正ナル方法ヲ講ゼラレタキコト

### ○修正要望事項

米穀配給統制法案ハ生産者團體タル産業組合ヲ市場ニ進出セシメテ投機的返取引ヲ行ハシメ徒ニ金圓二百萬ノ米穀商ノ生活ヲ脅シ戦時下ニ於テ摩擦相起ラズ成スルモノヲ總觀和

合ガ本案ニ賛成シテ居ルノハコ、ニアルワケデス、眞面目ニ米ノ配給ノ重大使命ヲ果シテキル米穀商ヲ何故排除セバナラヌノデセウカ、無稅ヲ幾多ノ特典ヲ持ツ産業組合ガ農民ノ膏血ヲ絞ツテ赤字ヲ出シツ、アル現狀ニ於テ數千萬圓ノ税金ヲ負擔スル二百萬ノ米穀商ヲ不當ニ壓迫スル事ハ爲政者トシテ採ルベキ態度デハナイト信ジマス。

現物市場ヲ中心トスル本會社ノ市場ニ於テ一般消費者ト全販聯ガ直接取引シ得ルコトハ不當デアツテ全販聯ノ市場員進出ヲ忍ビ得ザル米穀商ニ更ニ生産消費、直接結ビ付ケ得ル市場組織ニスルコトハ絕對承服シ得ナイ處デアリマス、農林當局ハ米穀商ガ困ツタ時ハ**第十九條**ニ依リ市場員ニ必要ナ命令ヲ出シ得ルト云フガ、米穀商ガ立チ行カヌ様ニナツテカラデハ、既ニ手遅レデ、最初カラ其ノ市場組織ヲソノ原則通り市場員ニ限リナシ得ル様第八條ノ但書命令事項第一項ヲ絕對削除スベキデアリマス。

二、**第一條**ノ免許制ニ關スル條項中「但シ勅令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限リニ非ズ」ノ但書ヲ削除スルコト

ノ大精神ニ背馳スル法案デアリマス。生産者タル農民ハ産業組合ノ投機的行爲ニ毒セラレ、配給業者タル米穀商ハ生活ノ不安ニ脅サレ消費業者ハ斯カル屋上屋ノ中間搾取ノ營利株式會社設立ニヨリ手数料ヲ徴收サレ高イ米ヲ買ハサレルノデアリマス。不幸ニシテ右法案ハ衆議院ニ於テ一部修正ノ上通過シタノデアリマスガ公正ニシテ何物ニモ捉ハレザル貴族院ニ於テハ國家全局ノ立場ヨリ政權ト商權ヲ狙フ産業組合ノ行過ギヲ是正シ生産配給夫々ノ分野ヲ守リ産組ト米穀商ノ摩擦調整ノ爲特ニ慎重御審議アラント切望スル次第デアリマス。

米穀配給統制法案ヨリ是非トモ削除スベキ米穀商ノ命取り條項

一、**第八條**ノ但書命令事項第一項「現物取引ニ於テハ市場員ニ非ザルモノト雖モ市場員トノ取引ヲ爲スコトヲ得ルモノトスルコト」ヲ絕對削除スルコト

### 理由

**第八條**ハ「米穀市場ノ賣買取引ハ其ノ市場員ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得」ト原則トシテ市場内ノ取引ハ賣買双方トモ市場員デナケレバナラヌコトヲ明記シテ居リ乍ラ但書ニ於テ「但

免許制ハ配給統制上ノ必要ト米穀商ノ生業ノ安定ヲ圖ルニツノ目的ヲ持ツモノデアリマスガ、此ノ免許ヲ受ケタ爲ニ米穀商ハ許可ノ取消又ハ業務ノ制限若ハ停止處分ヲ受ケタリ、報告義務ヤ帳簿物件ノ検査ヲ受ケル等非常ナ束縛ヲ受ケル上ニ營業權ノ讓渡ハ出來ナクナルノデアリマス。然ルニ**第一條**ノ但書ニ依ツテ産業組合及同聯合會、商業組合及同聯合會ハ免許外トナリ、販賣組合ノ白米ノ小賣ヲ除ク外販賣組合ノ白米ノ卸、購買組合、消費組合、法人ニ非ザル購買會等ハ全然自由デアリ、零口米穀商ハ免許制ヲ縛バラレテ事實上何等白米商ト變ラザル購買組合、消費組合ガ免許外トナツテ其ノ發展ヲ助長スルガ如キコトハ公平ナ處置デハアリマセン。配給統制ノ目的ヲ達スル意味カラ云ツテモ、又米穀商ノ地位ヲ安固ナラシメル爲カラ云ツテモ、産業組合モ商業組合モ米穀商モ免許制トシテ一視同仁ノ扱ヒヲ爲シ、同様ノ取締リ監督ヲ爲スベキデ、但書ハ削除スルコトガ當然デアリマス。

希望條件

一、本法ノ實施ニ當リテハ、米穀取扱業者ニ

シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限リニ非ズ」トシテ右但書ノ命令事項第一項ニ限リ現物取引ニ付テハ一般ノ者ヲ取引セシメルコトヲ明カニシテキルノデアリマス。現在ノ正米市場ハ大體産地ニ於テハ買市場ヲ買方ハ市場員トシテ限定サレテキマスガ、賣方ハ一般生産者生産者ノ團體、仲買人等誰レデモヨイコトニナツテ居リ又消費地ハ賣市場ヲ賣方ガ生産者團體タル全販聯ヤ卸業者等ニ限定サレ、買方ハ一般小賣商、仲買人ノミナラズ購買組合、消費組合、法人ニ非ザル購買會、一般消費者誰デモ買ヒニ行ケルノデアリマス。從ツテ今マデ都市ノ卸業者ニ十トン(百六十俵)單位ヲ賣ツテ居タ全販聯ガ今度ハ新シク市場員トシテ認メラレテ、卸業者ト軒ヲ並ベテ賣方ノ市場員トナツテ一般ノ者誰ニデモ二十五俵單位ナラ賣ルコトガ出來ルノデ市場内ニ於テ生産、消費直接結ビ付クコト、ナリ米穀商ハ結局排除サレルコトニナルノデアリマス、今マデ元卸デアツタ全販聯ガ直接一般消費者ニデモ賣リ得ル結果、産地ノ米穀蒐集ノ獨占化ヲ促進シ、買集商、移出商、産地仲介商、問屋、卸商、小賣商スベテ遅カレ早カレ失業ノ憂日ヲミルコトニナルノデアリマス。産業組

脅威ヲ與ヘザル様、特ニ留意スルコト

一、生産者團體ト米穀取扱業者及其ノ團體ト摩擦調整ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコト

一、本法ノ實施ニ當リ米穀取扱業者ニ影響ヲ及シタル場合ハ適當ナル對策ヲ講ズルコト

一、政府ハ米穀配給組織ノ強化ヲ圖リ統制ノ目的ヲ達スルタメ米穀商業組合網ノ擴大ト全國的中樞機關タル全國米穀商業組合聯合會ヲ活用スルコト

### 法案通過直後 全米商聯本部よりの 聲明書

米穀配給統制法案ハ我等ノ必死ノ猛運動モ其ノ力及バズシテ遂ニ貴衆兩院ヲ通過成立セリ。然レドモ我等ノ攪マザル運動ノ跡ヲ顧ミルニ職ハ敗レタリト雖モ政府原案ノ變更、衆議院ニ於ケル修正等米穀業者ノ爲相當有利ニ導ケルモノ抄シトセズ。サレド我等ノ不安ハ依然トシテ解消セズ今後ノ法ノ運用如何ニ依リテハ米穀業者ハ完全ニ其ノ死命ヲ制セラレ愈々窮地ニ陥ルコトナキヲ保セズ。戰ハ寧ロ今後ニアリ我等ハ茲ニ長期戰ノ體制ヲ備ヘ陣容ヲ新シテ飽マデ所期ノ目的貫徹ニ邁進センコトヲ固ク誓フモノナリ。

# 米の投機を抑制

## 政府の監督下に配給を統制

### 小賣商人も許制可に

先づ米穀配給統制法といふのは今議會でも最も大きな問題を起した法律でしたその沿革から考へて見ても或ひは社會的にいへば問題の起した點についても或ひは將來米穀專賣制といふやうなものにいたる一つの過程とも見られないでもない、さういふ意味からも畫期的な立法です

従つてこれを簡単に説明するのは甚だ困難ですが、元來米穀配給統制法といふのは元のはゆる米穀會社法案の變形で米穀會社法案が議會で問題になつたのは岡田内閣の山崎農相の時分からですから既に五代の農林大臣を経て今度漸く纏まつたといふ経緯があるのです

要するに米穀配給統制法は米穀統制法や米穀自治管理法と一聯の關係を持つもので米穀統制政策の進展に伴つて米の取引、殊に清算取引といふものが非常に衰微して來たので取引

所の方から何とか救済してくれといふので、初めは取引所の救済法案だつた、それが櫻内農相になつてから更にそれだけでなく米の配給統制といふ方面に新天地を見出し、單に取引所の救済のみならず米の配給を一朝事ある場合全面的に統制するやうな準備體制を整へるといふ意味を加へて來たものです

今議會でも問題になつたのはこの配給統制命令といふものがどの程度まで發動されるか——米騒動のやうなものが起つた場合にどういふ工合にするかといふことが問題になつたのです

そこで簡単に法律の内容を見ると第一は米穀取扱業者に對して許可制度を設けた、これは取扱業者といふ非常に範圍も廣いはいゆる取引員はもちろん或ひは卸問屋或ひは小賣商その他いま、米穀の買入賣渡、代理媒介と

いふものを取扱つてゐる米穀取引業者に對しては全面的に許可制度を布いたのです

第二は米穀配給機構の樞軸として新しく日本米穀會社を設立するといふことです、これは現存の取引所、正米市場さういふやうなものを全部統制して一の會社をこしらへその會社の手によつて市場關係を統制するといふことになつてゐる

第三はこの會社は資本金三千萬圓で政府は半額を出資しいはゆる半官半民の會社であるといふこと、つまり政府の監督によつて米の配給統制をやるといふことです

第四は今の米穀取引所と正米市場を新しい會社に吸収して行くといふ經過規定といふか、規定があつてそれによると今の取引所の土地建物などは全部買取りそれから取引所の使用人つまり従業員および取引員は今度の會社に收容する、その評價に關しては米穀取引事業審議委員會といふものを設けて評價するといふことになつてゐる

それで一番問題になつたのはこの法律の主旨はいはゆる國民の主食物である米について投機取引が行はれてゐるといふことはい

けないといふ建前から實米取引を主とする米穀會社を造り清算取引といふものをできるだけ抑制して行かうといふところにあるが今全國に清算取引所が十九ある、その關係の清算取引員は百十一人ゐるのですが、さういふものをこの新しい市場に市場員として引取るかどうかといふ點です、結局この法律によつて從來の清算取引員も一應米穀取扱業者に轉業せしめてこれに開業資金を新しい會社から融通してやりこの會社の市場の取引員に参加させるといふことで例の喧しい賠償非賠償といふ問題を解決したのです

**問** この法律で修正された點は改善ですか改悪ですか

**答** この法律で問題になつたのは第二十九條第二項、第三項の雜穀ならびに肥料を附帶事業としてやること出来るといふ點です

これは要するに今小樽その他全國二、三ヶ所の米穀市場でやつてゐる雜穀取引をそのまま引續き認めてやるといふ程度に過ぎな

いといふ農林省の説明だが、これが法律によつて全面的に強行されるやうなことになつては色々弊害があるといふのでこれは異論なく削除された

また例の官吏の天降り禁止規定がこの法律にも附け加へられた、あとは第一條の許可制度です、許可をうけるのは原則として現在米を取扱つてゐる小賣商人が既得権者として許可をうける、將來政府はこれを抑制しやうといふ方針でありましたが、第五十九條で修正され昭和十四年四月一日現在に許可をうける資格を持つてゐる現在の小賣商を保護することにした、問題となつた第四條の配給統制命令

「政府は米穀の買入もしくは賣渡またはその代理もしくは媒介をなすものに對し米穀の配給統制上必要な命令をなすことを得」といふ非常に簡単な命令ですが、これは例へば農家生産者とか地主とかいふものが米の飢饉の場合に賣惜みまたは買占めをして米穀の配給がうまく行かないといふ場合は政府は傳家の寶刀としてこれに對して賣渡しを命じた

りすることが出来る、かういふ條文ですが、特に必要な場合に命令を發するのには米穀統制委員會の議決を経てやらなければならぬと修正された

その他勅令事項で文句をつけられたのは第一の許可制に對し小賣商が猛烈に反對運動してたらうと修正された、要するに現存の小賣商は既得権を認める、しかし親父が死んで子供が相續した場合にどうなるか、家業としてやる場合は特に改めて許可を必要とするわけはないといふので相續届出だけで許可をうけたものとするといふこととした

また面白いのははじめの政府の案にはなかつたのですが米屋の丁稚小僧といふものが主人から暖簾を分けてもらつて店を開く場合に許可するかといふ問題で、第一條關係の勅令事項に「縁故者」といふ文字を入れて許可をうけたもの死亡したる場合家督相續人が營業の繼承を希望せざる場合はその縁故者に新に許可を與へることとするといふやうに修正したのです

編し終へて

ふゝ三郎記

・春の夜や みななつかしきものばかり。

汲めども盡きぬ想ひ出は、過ぎ來し滯京の二十日間に盛られつゝ、貴業兩院の控室に、お殿様のお邸に、其の日の話題を集めた本部の一室に、疲れ切つた身體をぐつたり投げ出した旅館の一隅に、ぐる／＼走馬燈の如く馳け廻る。其れを、ありのままに、各自變つたレンズに映じた幾多の運動史の記録をつゞつた原稿が、机上高く積み上げられて、其の折に觸れての感激が紙面一杯に溢れて辛うじて、小冊子に纏め上げた時、三千の俳句を閲し柿二つ、子規の境地が偲ばれる。

何分限られた紙數に夫々の感激の溢れを納めねばならなかつたのは編輯子の最も苦勞した事だつた。自然取捨選擇させて戴いた事を投稿者諸兄に陳謝する次第である。

・片付けし 机の上の 落花かな。

昭和十四年四月二十三日印刷  
昭和十四年四月二十八日發行

(非賣品)

發行所

奈良縣高田町  
奈良縣米穀商組合聯合會事務所

印刷所

奈良縣三輪町  
三輪精文舎

印刷者

奈良縣三輪町  
安田 樽太郎

編輯人兼  
發行人

奈良縣高田町  
植松利三郎

392  
351

終